

2004-IAD
対日供給
9

平成 16 年度 対日供給可能性調査
フランスのミネラルウォーター

2005 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
産業技術・農水産部

はじめに

安全な水を求めて、ミネラルウォーター市場が世界的に拡大している。水道の水がいいと言われている日本でも、ミネラルウォーターの人気は高まっており、限られた水資源の中で世界中多数の企業がこの市場でビジネスチャンスを求めている。

本報告書は、このような状況に鑑み、水市場としては成熟した市場となっているフランスの、水に関する定義や規則、および最近の生産や市場・輸出動向を探ったものである。併せて、代表的メーカーの戦略等についての状況も整理した。なお、本報告書はジェトロ・パリセンターがとりまとめた。

関係各位にとって、ご参考になれば幸いである。

2005年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
産業技術・農水産部

目 次

沿革	1
1 様々な水に関する法令と定義	2
(1) 法令の概要	2
(2) 定義	2
① 「ミネラルウォーター」	2
② 「水源水」 (les eaux de sources)	4
(3) 表示に関する事項	5
2 フランスの生産	5
(1) 欧州内での位置付け	5
(2) 生産量の推移	6
(3) 地域別の生産量	8
3 フランスの輸出	9
4 フランスの市場	12
(1) 市場規模	12
(2) 年間消費量	13
(3) 消費者の健康志向	14
(4) 主要なブランドの推移	15
(5) ボトル容量の多様化	17
(6) 香料等添加水の動向	17
5 主要な製造企業等の動向	19
(1) ネスレ・ウォーターズ	19
① 会社の沿革	19
② 展開するブランド	20
③ 世界戦略	21
④ ペリエ問題	22
(2) ダノン	23
① 会社の沿革	23
② 展開するブランド	23
③ 基本戦略	24
(3) ネプチューン	26
① 会社の沿革	26
② 展開ブランド	26
③ 「健康」を打ち出す戦略	27
④ 輸出・関連会社・提携	27

(4) その他の製造企業等.....	28
① ワットウィラー.....	28
② サン・アマン.....	29
③ 流通業者	29
6 Home and Office Delivery (HOD：一般家庭とオフィスへの配達)	30
7 その他	31
(1) コカコーラの「ダサニ」の撤退.....	31
(2) ウォーターバー.....	31
(3) 薬局で売られるミネラルウォーター.....	32
○ミネラルウォーター及び水源水の主要なブランド.....	34
○ミネラルウォーターのボトリングの場所.....	38
<参考資料> EU指令.....	39
・80/777/EEC of 15 July 1980.....	39
・2003/40/EC of 16 May 2003.....	57

沿革

フランスではナチュラルミネラルウォーター（以下、単に「ミネラルウォーター」という。）はもともと治療のために療養施設で使われてきた。フランスでの鉱泉の利用は遅くともローマ時代から始まった。鉱泉の水には炭酸や塩分の含まれたものなどがあり、特に水温の高い地下水源から汲み出されたものには治療的効能が認められてきた。

その後、18世紀から19世紀に入ると、井戸や既に存在している水源の近くが掘られ、多くの新しい水源が開発された。これらは国が関与しない民間ベースでの水源開発であったが、1823年から水源を開発しミネラルウォーターの流通・販売を行う場合は、事前に政府の許可が必要となり、水質検査が義務化されるようになった。この結果、当時1,600以上の水源がフランスで公的に認知されることとなった。また、ミネラルウォーターの瓶詰め（ボトリング）も行われ始め、水の流通や持ち運びが可能となったため、治療を行う者は患者の自宅で治療を行えるようになった。

20世紀に入ってから、消毒された水道水に代わる水を求める消費者ニーズの増加や、瓶詰め製法の普及、流通システムの発展等に伴い、瓶詰めミネラルウォーターは徐々に普及・拡大した。60年代の終わりにペットボトルが登場して以降、地域的・職人的な作業であった瓶詰作業は機械化・大規模化し、一産業として発展するまでになった。同時に市場の飛躍的拡大は、更なる水源開発をもたらすこととなった。

1998年5月の「鉱山年鑑」に掲載された一覧表によると、現在フランスには約700の水源地がある。このうち400の水源地は療養施設やボトル詰め工場が所有・運営するものである。

現在の炭酸無し・炭酸入りの区分別のミネラルウォーター及び水源水（後述）の主要なブランドのリスト、フランスの主要な水源地域、及びミネラルウォーターのボトリングの場所を巻末に添付しているので、参照されたい。

1 様々な水に関する法令と定義

(1) 法令の概要

フランスでは、「ミネラルウォーター」と「水源水」(les eaux de sources) は、ミネラルウォーター及びボトル詰めされる以前の水の状態に関する政令 89-369 によって定義されている。この政令は、EU指令 80/777/EEC をフランス国内法に置き換えたものである。また、EU指令 98/83/EC は、消費される水、とりわけ水道水に関するものであるが、これに対応するフランス国内法としては、2001年12月20日の政令 2001-1220 がある。この法令はミネラルウォーターには適用されない。

最新の指令は、成分濃度の上限や成分のラベル表示に関して規定する 2003年5月16日のEU指令 2003/40/EC である。この指令は、長期間に渡って摂取した場合に健康に悪影響を及ぼす可能性のある一連の天然含有物質について、その含有量の上限を定めたものであり、特に乳幼児の摂取に適さないフッ素の豊富な水(1リットル中 1.5 ミリグラム以上)に対する表示を強化することをねらいとしている。

同指令は 2004年1月1日に施行されたが、2006年1月1日まで2年の猶予期間が設けられており、製造業者はそれまでの間に新たな規制に対応することが求められている。具体的なブランドの例で言えば、この規制が適用されると「カロラ」はヒ素の含有量の水準を下げなければならない、「ケザック」はマンガンを1リットル中 0.5 ミリグラム以下に、「ヴェイシー・サン・ヨール」はフッ素を1リットル中 5 ミリグラム以下にしなければならない。

一方、新たな規制の導入に対する懸念も指摘されている。基準値を超える水については水を「処理」する工程が必然的に伴うことから、処理されるこれらの水を「天然」(naturelle) と呼称できるかどうか議論されている。処理する場合は、定められた処理方法に従う必要があり、処理したことを示す表示も義務づけられている。一方、水源から採取された水であることには変わりはなく、殺菌処理までは求められていない。今後、この「処理」された水に対して消費者がどう反応するかが注目される。

(2) 定義

① 「ミネラルウォーター」

EU指令 80/777/EEC は、「ミネラルウォーター」を、「細菌学的見地から安全であって、地下の水脈や水の層を源とし、一つ若しくは幾つかの自然に湧き出た水源又は掘られた水源から得られた水」と定義している。フランスでは「ミネラルウォーター」は、政令 89-369 において「健康によい効果をもたらすいくつかの特徴を本質として備えた水」と定義されており、成分によって他の水と区別され、国立医学アカデミーが健康によい効能を持つ

と認めたもの、とされている。

具体的には、「ミネラルウォーター」は消費されている他の水と以下の点で明確に区別される。

- 一 ミネラル、痕跡性元素（微量で生物学的作用を起こし得る元素）その他いくつかの効能によって特徴づけられる成分の含有
- 一 地下を水源とするため、公害の危険性のない天然の純度を備えている

政令は、ミネラルウォーターの存在する場所を水脈地理的に特定し、物理的、化学的又は細菌学的な水質検査の方法を詳細に定めており、これらの規制によって水質が保証されている。まず、製造業者によって日常的に実施される分析では、水脈の化学的安定度が確認されており、カルシウム、マグネシウム、ナトリウム、硝酸塩の基準値が測定されている。次に、県の社会衛生課の指導の下、指定された地域の研究所が年に5～6回検査を行っている。更に、製造業者、市町村、経済関係者、公共機関、雨水が浸透する地域の住民の間に結ばれたパートナーシップ協定に基づく検査も行われている。

政令で水脈地理的に特定された場所は、「雨水だめ」（impluvium）と呼ばれ、水が地上に湧き出て水源で採取される以前の、あらゆる形態での地理的な集水区域を指すものであり、法令で定められた周辺保護区域を含んでいる。

この「周辺保護区域」が設定されることで、ミネラルウォーターはその水質に関し特別な保護を受けている。この「周辺保護区域」は、「公的な利益」をもたらすと認められた水に限って設定され、「公的な利益」の認定及び「周辺保護区域」の設定は、県の産業・研究部局の提案を受けて関係省庁が政令を公布することによって決定される。一方、水源の開発行為に対しては厚生省が認定を行っており、30年ごとに更新が義務づけられている（1989年6月6日の政令）。

流通・販売については、認められた容器以外の容器での運搬は禁じられており、ミネラルウォーターは水源で当該容器に入れられなくてはならないとされている。これは、当初は欧州単一市場の設立へ向けた障害（容器の規格が各国毎に異なるデメリット）を減らすという経済的な観点から措置されたものであったが、96年のEU指令を受けた98年のフランス政令の改正で、消費者の健康と商品の公正性を確保する観点が追加された。

ミネラルウォーターは、ミネラルの含有量に応じて、「軽い水」「やや重い水」「重い水」に区別される。「軽い水」は、1リットル中のミネラルの含有量が1.5グラム以下であり、飲料水、水道水に近い水である。トノン、エビアン、プランケ、アバティユ、ヴァルヴェール、ボルビックが「軽い水」として挙げられる。これらは乳児向けの飲用水やお茶を入れる水に適しており、万人向けの水と言える。

「やや重い水」は、ミネラルの含有量が1リットル中1.5グラムから2グラム、「重い水」は、ミネラルの含有量が1リットル中2グラム以上の水である。「重い水」は、医学的な効用が認められるが、同時に禁忌（病態の悪化を防ぐため使用を禁止されているもの）もある。

また、特定のミネラルが豊富な水もある。具体的な商品名と含有量は以下の通りである。

<マグネシウム>

エパール、コントレクスヴィル : 1リットル中 110 ミリグラム

ケザック、バドワ : 1リットル中 100 ミリグラム

<カルシウム>

エパール : 1リットル中 555 ミリグラム

コントレクス : 1リットル中 486 ミリグラム

サルヴェタ : 1リットル中 253 ミリグラム

ケザック : 1リットル中 252 ミリグラム

サン・ペリグリーノ : 1リットル中 208 ミリグラム

バドワ : 1リットル中 200 ミリグラム

<ナトリウム>

サン・ヨール : 1リットル中 1,708 ミリグラム

ヴィシー・セレストアン : 1リットル中 1265 ミリグラム

アルヴィ : 1リットル中 650 ミリグラム

ケザック : 1リットル中 255 ミリグラム

※上記の水は塩分を含むため、毎日の飲料には適さないとされる。

②「水源地」(les eaux de sources)

「水源地」とは、「微生物学的に見て安全な地下水であって、公害の危険から守られ、自然な状態で、人間が消費する水に適する化学的性質を保持する一方、「微生物学的に定められた品質」(フランス政令 89-369)を保っている水」とされている。

水源地は、ミネラル分を含んでいる必要がないという点と、健康によい効果をもっていないという点で、ミネラルウォーターと区別されている。水源地のボトリングは、衛生に関する県議会の意見を経た後、県の許可の下に行われており、一般の飲料水の基準に適合することが求められる。

ミネラルウォーターと水源地には炭酸を含むものが存在する。自然の状態に含まれるものもあるが、人工的に水源地に存在する炭酸ガスを足して炭酸分を増加させたものや炭酸ガスを新たに添加したものがある。水源地に関しては炭酸入りは珍しく、炭酸ガスを加えることにより炭酸水にされているのが一般的である。

以下、本調査では、当該「水源地」もミネラルウォーターに準ずるものとして、併せて記述するものとする。

(3) 表示に関する事項

ミネラルウォーターの表示は、1989年6月6日の法令で規制されている。

表示への記載事項は、

- ・水の性質（「ミネラル」又は「炭酸ミネラル」）
- ・ボトルの内容量
- ・水源の場所及び名称
- ・開発に関する省庁の許可の日付及び番号
- ・ミネラルの成分

である。

水源水の表示は、同じ法令で、ミネラルの成分を除き、ほぼミネラルウォーターと同様の記載が求められている。水源水では健康への効果などミネラルウォーターとの誤解を生むような表示や広告が禁じられており、特に、「ミネラル」という言葉やこれから派生した言葉を含む表現、特定の成分の表示などが禁じられている。

2 フランスの生産

(1) 欧州内での位置付け

以下の表は、フランスの組合である「自然水とボトル水の水源及び欧州の自然水に関するグループ」(GISENEC-UNESSEN)がまとめた、EU加盟国のミネラルウォーター及び水源水の生産量に関するデータ(2002年)である。

(単位：100万リットル、%)

分類 / 国名	ミネラルウォーター			水源水			合計
	炭酸無	炭酸有	小計	炭酸無	炭酸有	小計	
ドイツ	244.1	8,130.7	8,374.8	--	--	--	8,374.8
オーストリア	50.5	662.6	713.1	--	--	--	713.1
ベルギー	955.3	399.7	1,355.0	--	--	--	1,355.0
デンマーク	33.1	15.0	48.1	8.1	--	8.1	56.2
スペイン	3,867.7	162.5	4,030.2	291.9	53.7	345.6	4,375.8
フランス	5,043.0	1,593.0	6,636.0	2,960.0	90.0	3,050.0	9,686.0
英国	610.0	161.0	771.0	265.0	96.0	361.0	1,132.0
イタリア	5,746.0	3,094.0	8,840.0	--	--	--	--
ポルトガル	408.4	74.8	483.2	263.7	1.6	265.3	748.5
合計	16,958.1	14,293.3	31,251.4	3,788.7	241.3	4,030.0	35,281.4
フランスのシェア	29.7	11.1	21.2	78.1	37.3	75.7	27.5

(出所：GISENEC－UNESN)

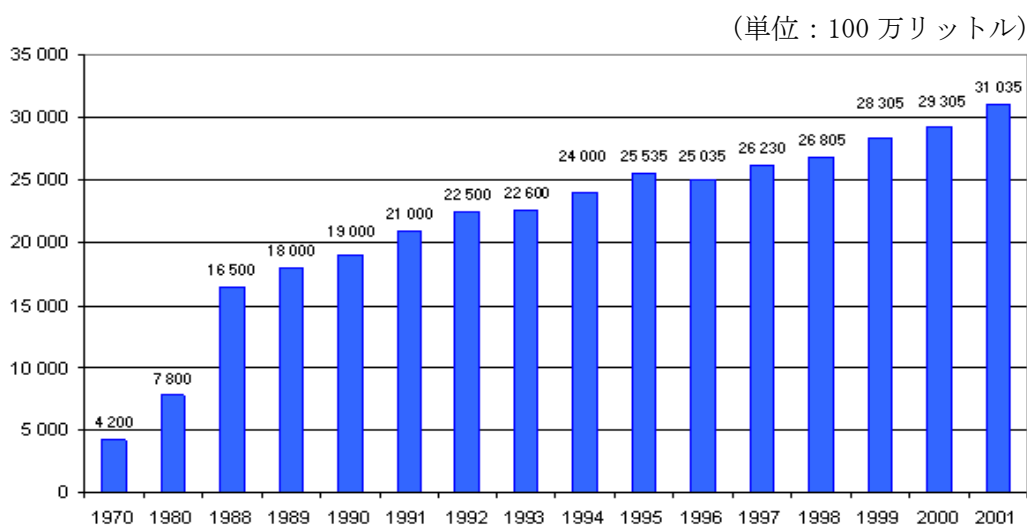
フランスのミネラルウォーターの生産量は66億3,600万リットルであり、EU内においては第三位となっている。第一位はイタリアで88億4,000万リットル、第二位はドイツで83億7,480万リットルである。ドイツのミネラルウォーターの生産量の97.1%は炭酸入りのミネラルウォーターであり、炭酸が入っていないミネラルウォーターに関しては、イタリアが57億4,600万リットルでEU第一位の生産国であり（EU内でのシェア33.9%）、フランスが50億4,300万リットルでこれに続いている（同シェア29.7%）。

一方、水源水に関しては、フランスの生産量は30億5,000万リットルで、EUの全生産の75.7%を占め、第一位となっている。

(2) 生産量の推移

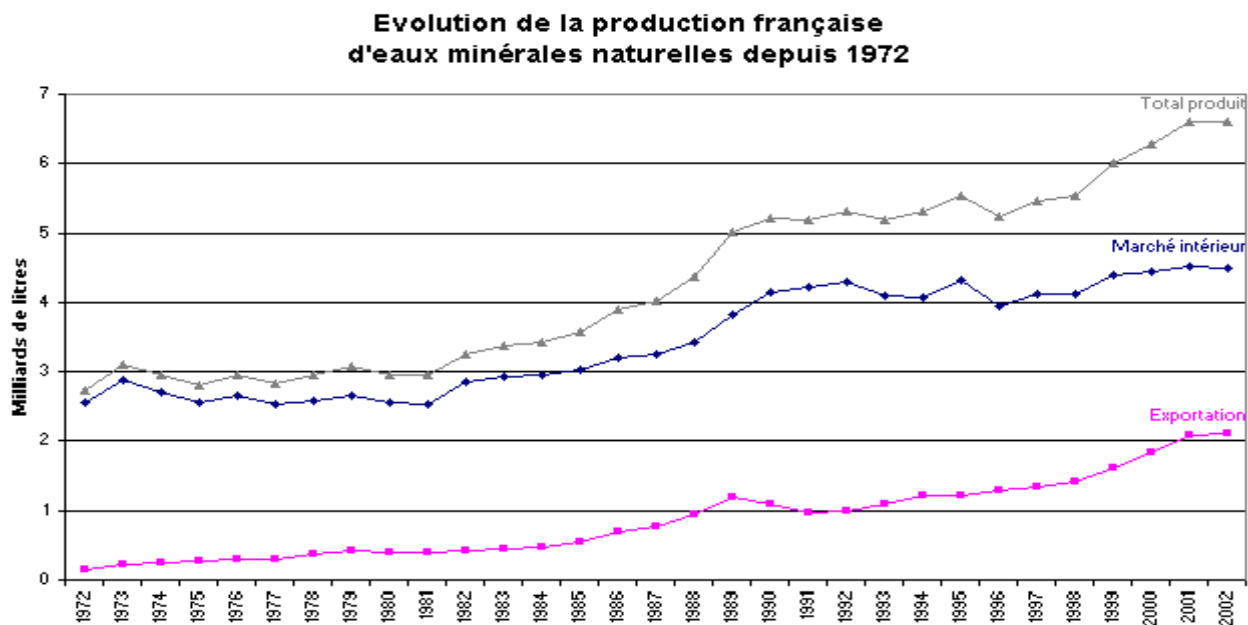
以下の2つのグラフは、EUとフランスにおけるミネラルウォーターの生産量の推移である。

○1970年から2001年までのEUのミネラルウォーターの生産量の推移



(出所：GISENEC-UNESN、フランス経済財政産業省産業・研究・環境に関する地方部局（2003年4月24日）)

○1972年以降のフランスのミネラルウォーターの生産量の推移



Source : DRIRE / DNEMT

(出所：フランス経済財政産業省ミネラルウォーター及び鉱泉担当部局)

(注) Exportation：輸出、Marche interieur：国内市場、Total produit：全生産

EUのグラフを見ると、生産量は70年から80年までの10年間で約2倍弱、80年から90年までの10年間で2.5倍近くに増加し、その後も順調に増加している。EU、フランスともに、90年代に入ってから伸びは緩やかで、減少した時期も見られるが、フランスでは98年から輸出及び国内向けの双方が伸びたことから、再び生産量が大きく増加し始めている。

(3) 地域別の生産量

経済財政産業省は、毎年、地域ごとのミネラルウォーターの生産・輸出に関する統計を発表している。以下はその表である。

(単位：100万リットル)

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
(国内市場向け)					
アルザス	60	43	40	41	46
アキテーヌ	46	50	51	52	57
オーヴェルニュ	744	767	831	846	839
ロレーヌ	1,360	1,483	1,412	1,390	1,344
ラングドック・ルシオン	385	414	412	425	427
中部ピレネー	53	67	81	87	91
ローヌ・アルプ	1,213	1,282	1,296	1,301	1,284
その他	261	285	312	363	411
小計	4,122	4,391	4,435	4,505	4,499
(輸出市場向け)					
アルザス	16	14	14	14	17
アキテーヌ	1	1	3	5	5
オーヴェルニュ	336	396	517	613	587
ロレーヌ	283	348	394	471	526
ラングドック・ルシオン	122	109	131	135	147
中部ピレネー	3	3	5	6	8
ローヌ・アルプ	598	673	697	750	730
その他	50	63	85	96	96
小計	1,409	1,607	1,847	2,090	2,116
合計	5,531	5,998	6,282	6,595	6,615

ミネラルウォーターの生産量（国内及び輸出向け）が最も多い地域は、ローヌ・アルプ地方であり、国内市場向けに関しては、ロレーヌ地方が第一位を占めている。2002 年の数値では、ローヌ・アルプ、ロレーヌ、オーヴェルニュの主要 3 地域だけで、国内市場向け生産の 77.1%、輸出市場向けの 87.1%を占めた。

3 フランスの輸出

フランスの水の輸出量は、以下の表 1 から表 3 までに示されている。表 1 は糖分や着色料、香料無添加のミネラルウォーター、表 2 は同無添加の水源水（炭酸無し）、表 3 は糖分や着色料、香料、炭酸が添加された水（以下「香料等添加水」という）の輸出についてである。

表1 糖分・着色料・香料無添加のミネラルウォーターの輸出量

(単位：トン、%)

国	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	前年比
ベルギー	643,060	641,797	661,746	710,199	763,555	7.5
ルクセンブルク	-	77,991	80,295	139,060	166,656	19.8
オーストリア	3,092	3,330	3,267	3,866	4,989	29.0
ドイツ	477,832	592,344	712,685	788,500	870,773	10.4
デンマーク	8,390	6,938	9,567	6,834	8,401	22.9
スペイン	10,031	13,851	14,880	24,741	32,044	29.5
フィンランド	571	586	725	1,147	714	-37.8
英国	254,552	304,211	384,605	421,388	560,515	33.0
ギリシャ	2,987	4,530	1,485	195	423	116.9
アイルランド	7,893	12,364	17,476	21,701	19,858	-8.5
イタリア	18,465	16,054	16,647	18,330	16,795	-8.4
オランダ	5,423	9,187	9,624	13,005	17,997	38.4
ポルトガル	1,772	2,473	2,106	2,841	2,995	5.4
スウェーデン	2,097	2,884	4,572	3,787	3,009	29.0
EU合計	1,436,165	1,688,540	1,919,680	2,155,594	2,468,724	14.5
(EUシェア%)	(66.6)	(70.7)	(74.3)	(75.2)	(77.6)	-
スイス	90,661	107,691	115,843	123,477	138,683	12.3
カナダ	51,011	59,385	55,235	57,250	59,985	4.8
米国	302,425	267,961	218,933	207,211	178,985	-13.6
(米国シェア%)	(14.0)	(11.2)	(8.5)	(7.2)	(5.6)	-
香港	12,054	6,193	6,177	8,245	6,859	-16.8
日本	150,150	175,111	179,123	205,888	217,538	5.7
(日本シェア%)	(7.0)	(7.3)	(6.9)	(7.2)	(6.8)	-
全合計	2,155,244	2,387,019	2,584,835	2,865,371	3,179,983	11.0

表2 同無添加の水源水(炭酸無し)の輸出量

(単位：トン、%)

国	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	前年比
ベルギー	1,305,917	1,670,120	1,524,928	1,393,047	1,495,263	7.3
ドイツ	50,446	21138	102,964	412	394	-4.4
デンマーク	1,106	2,604	2,109	1,982	617	-68.9
スペイン	35,819	3,115	62	545	1,106	102.9
フィンランド	17	18	10	-	4	-
英国	100,363	66,667	67,469	22,257	28,727	29.1
ギリシャ	-	-	-	22	20	-9.1
アイルランド	4	-	-	-	11	-
イタリア	3,919	20,713	280	206	4,727	2,194.7
ルクセンブルク	351	2,611	7,200	3,511	1,136	-67.6
オランダ	3,946	2,693	7,230	1,598	1,118	-30.0
ポルトガル	14,474	21,851	-	298	917	207.7
スウェーデン	-	18	34	5	18	260.0
EU合計	1,516,362	1,811,548	1,712,286	1,423,883	1,534,058	7.7
(EUシェア%)	(76.3)	(80.9)	(81.0)	(79.8)	(81.2)	-
スイス	451,931	402,621	375,504	330,340	337,409	2.1
香港	1,687	1,727	2,467	2,098	1,909	-9.0
日本	131	1,808	3,204	5,949	4,614	-22.4
全合計	1,986,088	2,238,721	2,114,923	1,784,611	1,888,390	5.8

表3 香料等添加水の輸出量

(単位：トン、%)

国	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	前年比
オーストリア	17	61	61	32	231	621.9
ベルギー	208,040	193,428	215,390	237,063	279,120	17.7
ドイツ	13,323	21,453	32,374	50,794	97,863	92.7
デンマーク	452	416	50	183	628	243.2
スペイン	1,820	1,137	1,869	1,048	6,355	506.4
フィンランド	12	15	12	194	1,186	511.3
英国	23,493	21,238	45,255	68,009	83,952	23.4
ギリシャ	3,140	2,600	1,785	1,176	1,287	9.4
アイルランド	114	22	91	90	136	51.1
イタリア	894	918	1,746	7,241	15,728	117.2
ルクセンブルク	14,583	6,372	4,303	3,234	8,135	151.5
オランダ	103,754	110,579	103,778	93,077	98,363	5.7
ポルトガル	20,166	9,115	5,537	2,763	1,613	- 41.6
スウェーデン	144	30	73	205	1,423	594.1
EU合計	389,952	367,384	412,324	465,109	596,020	28.1
(EUシェア%)	(89.8)	(87.0)	(88.4)	(88.3)	(90.9)	-
カナダ	6,597	10,624	6,965	10,939	14,809	35.4
スイス	3,371	3,817	7,639	8,308	7,273	- 12.5
香港	899	890	1,100	688	777	12.9
日本	1,306	1,374	1,898	3,059	2,619	- 14.4
米国	18,040	23,712	23,166	26,469	22,252	- 15.9
全合計	434,406	422,097	466,634	526,782	655,589	24.5

(上記表の出所：フランス税関)

水の種類（以下単に「水」という場合は、「ミネラルウォーター」、「水源水」及び「香料等添加水」）を併せたものとして扱う。）にかかわらず、水の輸出量は全般的に伸びており、特に香料等添加水の輸出がEU向けを中心に伸びている。ミネラルウォーター市場が成熟し成長が鈍化する中で、香料等添加水という新たなジャンルで消費が拡大していることが背景にあり、後述する様に各メーカーの競争も激化しつつある。

2003年のデータでは、ミネラルウォーターの輸入国の上位7カ国だけでフランスの輸出量全体の91.1%を占めている。輸入国の第一位はドイツで87万773トン輸入しており、ベルギーが76万3,555トン、英国が56万515トンでこれに続いている。この3カ国でフランスのEU向け輸出の88.9%を占めている。水源水のEU向け輸出のほとんど(97.5%)はベルギーであり、ベルギーは香料等添加水の輸入国としても第一位である。つまり、ミネラルウォーターも含めたフランスの水の最大の輸出先は隣国のベルギーである。

一方、日本向けに関しては、ミネラルウォーターの輸出は伸びているものの、水源水や香料等添加水の輸出は落ち込んでいる。日本はミネラルウォーターの輸入国ランクとしては2002年に比べ5位から4位に上昇し、21万7,538トンの輸入となったが、逆に米国は17万8,985トンで4位から5位に順位を落としている。

2000年、2001年にスペインやポルトガル、イタリア向けの水源水の輸出が急激に落ち込んでいることが注目される。この背景には、ダノンの最大のライバルであるネスレが欧州

における戦略水、マルチサイト・ブランドの「ネスレ・アクワレル」をこれらの国で発売開始したことが大きく影響しているものと見られる。この点については後述する。

4 フランスの市場

(1) 市場規模

○水の販売量の推移

(単位：100万リットル(下段は%))

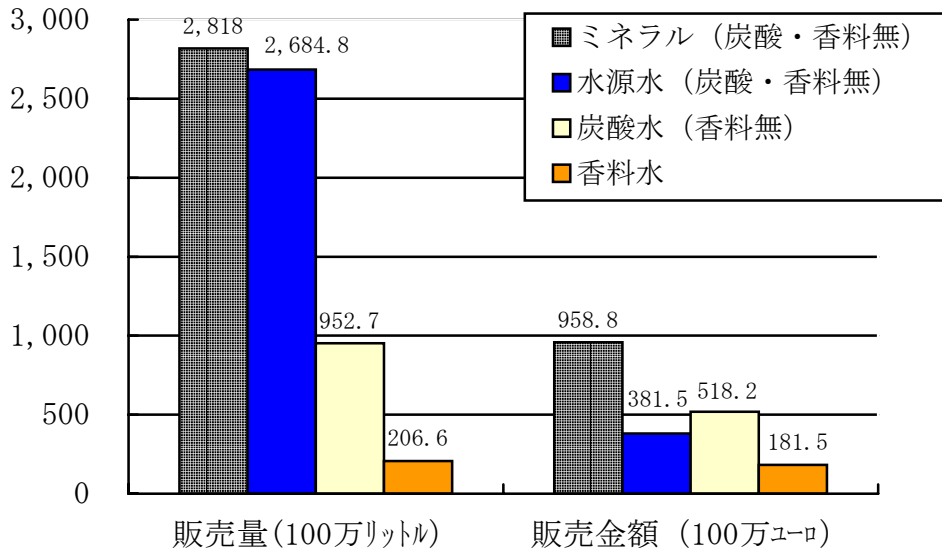
	2000年	2001年	2002年	2003年	前年比
ミネラルウォーター (炭酸無)	2,755 (47.5)	2,809 (45.3)	2,779 (44.3)	2,818 (42.3)	1.4
水源水 (炭酸無)	2,053 (35.4)	2,362 (38.1)	2,484 (39.6)	2,684 (40.3)	8.1
香料等添加水 (炭酸無)	69 (1.2)	81 (1.3)	106 (1.7)	146 (2.2)	37.7
ミネラルウォーター (炭酸有)	812 (14)	812 (13.1)	853 (13.6)	952 (14.3)	11.6
水源水 (炭酸有)	69 (1.2)	56 (0.9)			
香料等添加水 (炭酸有)	40 (0.7)	81 (1.3)	50 (0.8)	60 (0.9)	20.0
合計	5,800 (100)	6,201 (100)	6,273 (100)	6,662 (100)	6.2

(出所：Scantrack：hypers+supers. Evolution sur 12 mois Magazine Rayon Boisson)

フランスの大手・中堅スーパーマーケットの飲料水・アルコール部門で、水は全体の売上げの14.5% (20億ユーロ) を占め、蒸留酒23.9% (33億ユーロ)、ワイン22.5% (31億ユーロ)、ノンアルコール清涼飲料21.7% (30億ユーロ) に次いで第四位である。その後は、ビール・シードル10.1% (14億ユーロ)、スパークリングワイン7.2% (10億ユーロ) が続いている。

以下のグラフは、2003年の水の種類ごとの国内市場の構成 (販売量、販売金額) である。

○2003年の国内市場構成



販売量ではミネラルウォーターと水源水が大きな割合を占めているが、水源水は単価が低いことから販売金額ベースではミネラルウォーターに次いで炭酸水のウェイトが大きい。しかし水源水はここ数年徐々に販売量が伸びており、2003年は猛暑の影響もあって8.1%の伸びとなった。

（2）年間消費量

以下の表は、欧州各国の1人当たりの年間消費量である。2002年のミネラルウォーターと水源水の合計でフランスは141リットルであり、欧州及び世界で年間消費量が第一位であるイタリアの160リットルに続いている。フランスは1991年は一人当たり年間98リットルであったことから、この10年間で消費量は高い伸びを示したことになる。フランスの特徴としては、水源水の消費の割合が高い点が挙げられる。ベルギーは135リットルで第三位である。

○一人当たり年間消費量

(単位：リットル)

	ミネラルウォーター		水源水	
	2001年	2002年	2001年	2002年
ドイツ	104	113	--	--
オーストリア	84	89	--	--
ベルギー	128	135	--	--
デンマーク	—	13	—	2
スペイン	96	99	7	8
フランス	94	96	43	45
英国	26	19	--	6
イタリア	154	160	--	--
ポルトガル	46	46	25	25
スイス	106	104	--	--

(出所:GISENEC-UNESN)

(3) 消費者の健康志向

フランスの消費者情報誌「6,000万の消費者」が2004年8月に行った調査では、子供の出生がボトル入りの水を買うきっかけとなっていることが判明した。この要因としては、いくつかのミネラルウォーターのラベルに、「乳児の摂取に適している」と書かれていることがある。この表記は、炭酸入りの水ではなく、1リットル中の硝酸塩が0.05ミリグラム以下であること等の条件を充たしている場合に許可されている。現在は、フランス食品衛生安全庁(AFSSA)による規制が強化され、「乳児の摂取に適している」との表記ができなくなったミネラルウォーターも出てきている。

現在、乳児の摂取に最も適したミネラルウォーターとしては、エヴィアン、ボルビックなどが挙げられている。また、乳製品を摂取しない人にとってはカルシウムが豊富なヴィッテル、バドワなどが、消化を助ける水としては、重炭酸水であってナトリウムやフッ素分が少ないバドワ、ヴェルニエール、ラ・サルヴタなどが推奨されている。また、女性向けに美容・ダイエット効果を謳ったブランド(後述)もある。

ミネラルウォーターには禁忌(病態の悪化を防ぐため飲用を禁止されているもの)は少ないが、摂取し過ぎると身体に良くない影響があるものもある。これらは表記はなされていないが、例えば、ナトリウムを含有しているヴィシ・セレスタン、ヴィシ・サン・ヨールは、1日1リットル飲むと塩分を取り過ぎることになる。

フランスの消費者にとってミネラルウォーターは、単なる水道水の代用品ではなく、健康に寄与する重要なファクターとして認識されてきているといえる。

なお、水源水に関しては、ラベル表記が義務付けられていないため、その成分を知るのが困難であり、前述したように健康への効果などをラベル表記することは規則で禁止されている。

(4) 主要なブランドの推移

フランスの水市場には、三つの主要なグループが存在する。ダノン、ネスレ・ウォーターズ、ネプチューンである。これにオーシャン、カルフル、ルクレールといった流通業者のプライベート・ブランド（PB商品）の水を加えると、市場の約80%を占有する。残りは、サン・アマングループ（サン・アマン、モン・カルム、サン・アントナン）や地域で生産・消費される水（ブルターニュ地方のプランコエ、アルザス地方のセルティック、ピレネー地方のオジュなど）である。

○水（炭酸無し）の主要ブランドの市場シェア（2003年）

（単位：％）

	売上シェア	前年比	販売シェア	前年比
エビアン（ダノン）	15.8	+6	10.5	+4
コントレックス（ネスレ）	12.8	+2	8.8	+1
ボルビック（ダノン）	10.6	+7	8.3	+6
ヴィツテル（ネスレ）	10.6	+7	7.3	+6
クリスタリーヌ（ネプチューン）	8.7	+8	17.9	+3
エパール（ネスレ）	7.6	+8	3.8	+2
サン・アマン	2.1	+8	2.2	+4
ヴァルベール（ネスレ）	1.9	-3	1.5	-2
ワットウィラー	1.3	+30	0.9	+26
トノン（ネプチューン）	1.2	+20	1.0	+18
コールマイヤー（ネプチューン）	1.2	+13	1.0	+9
タイユフィン（ダノン）	1.1	+12	0.9	+16
アクアレル（ネスレ）	0.8	+50	0.7	+37
流通業者ブランド（ミネラル）	4.2	+10	4.0	+7
同上（水源水）	10.4	+15	14.0	+20
その他のブランド	9.7	—	17.2	—

（出所：panels de distributeurs d'après fabricant. Cumul annuel fin novembre 2003 en hypermarchés et supermarchés. Magazine Rayon Boisson, février 2004）

水（炭酸無し）の部門では、ネスレ・ウォーターズが総売上の33.7%、総販売量の22.1%を占め、第一位である。ダノンは総売上の27.5%、販売量の19.7%でこれに続いている。第三位はカステルグループに属するネプチューンで総売上の11.1%、販売量の19.9%を占めた。ネプチューンは水源水であるクリスタリーヌで販売量の17.9%を占めており、上位3社は量の上ではさほどの開きは無い。

○水（炭酸入り）の主要ブランドの市場シェア（2003年）

（単位：％）

	売上シェア	前年比	販売量シェア	前年比
ペリエ（ネスレ）	22.3	+14	13.3	+11
バドワ（ダノン）	19.2	+12	15.9	+10
サン・ヨーレ（ネプチューン）	8.3	+6	8.4	+2
ケザック（ネスレ）	7.9	+3	8.1	-1
サン・ペリグリノ（ネスレ）	6.8	+29	5.5	+25
サルベタ（ダノン）	6.1	+13	8.3	+13
ビシーセレスタン（ネプチューン）	4.9	+24	4.5	+16
アルヴィ（ダノン）	3.9	+4	5.0	-1
ヴェルニエール（ネプチューン）	2.3	+17	3.5	+15
ヴァルス（ネプチューン）	1.2	+8	1.7	+8
パロ	1.1	-7	1.6	-10
オー・ド・ペリエ（ネスレ）	1.0	-	0.9	-
流通業者ブランド（ミナル）	5.9	+21	8.9	+14
同上（水源水）	0.5	+15	1.0	+16
その他のブランド	8.6	-	13.4	-

（出所：panels de distributeurs d'après fabricant. Cumul annuel fin novembre 2003 en hypermarchés et supermarchés. Magazine Rayon Boisson, février 2004）

水（炭酸入り）の部門では、ネスレ・ウォーターズが総売上の38.0%、販売量の27.8%を占め、ダノンは総売上の29.2%、販売量の29.2%を占めている。3位はネプチューンで、総売上の16.7%、販売量の18.7%である。

この部門では、ネスレのペリエとダノンのバドワが2本柱であり、この二つのブランドで総売上の41.5%、販売量の29.2%を占めている。

(5) ボトル容量の多様化

以下の表は、フランスで売られているボトルの容量とシェア、増加率である（2003年）。

（単位：％）

容量	売上高シェア	前年比
5 リットル	2.2	- 1
2 リットル	2.2	+47
1.5 リットル	73.8	+ 8
1 リットル	11.1	+17
0.75 リットル	0.9	- 5
0.50 リットル	6.3	+15
0.33 リットル	2.5	+48

（出所：IRI France d'après les fabricants, cumul annuel fin novembre 2003）

2 リットル入りのボトルは、低価格販売が貢献し大幅に伸びている。

一方、容量の少ないボトルも人気があり、各社は、女性のバックに納まる小さなボトルに力を入れ始めている。例えば、昨年、サン・アマン社は 25 歳から 40 歳の働く女性を対象にした「サン・アマン嬢」を発売し、ダノンも女性らしいデザインの 500 ミリリットルのボトルが 6 本入った「ミニ・ターユフィーヌ」の発売で女性市場に参入しようとしている。

一方、5 リットルのボトルは 1.5 リットルのボトルと比べ量のメリットが価格に反映されていないことから不調である。2003 年の終わりに発売された 8 リットルのボトルがより競争力をつけ、1.5 リットルボトルが 6 本入ったパックの売れ行きに近づいている。この市場ではダノンが「ボルビック・フォンテーヌ」で順調である。

(6) 香料等添加水の動向

香料等添加水は、当初は大人向けの消費をターゲットに製造が始まった。その後、ストロベリー味が子供の消費者をとらえ、続いてカロリー控え目のものが体形を気にする女性たちの心をとらえ、現在では様々な芳香のコンビネーションが全ての層の消費者をカバーしている。現在、大手・中堅スーパーマーケットの飲料売場では約 70 種類のブランドが売られている。香料等添加水の糖分は、ソフトドリンクの糖分に比べて 2 倍程度低く、以前はソフトドリンクを飲んでいた消費者が現在は香料等添加水の消費に移行してきている。香料等添加水は食事以外で喉が乾いた時に飲まれており、柑橘類の味に人気がある。SECODIP の調査によると、2003 年、フランスの一般家庭の 42%が少なくとも一回は香料等添加水を購入しているという。また、炭酸の入っていない香料等添加水の消費者への普及

率は 33%、炭酸入りの香料等添加水の普及率は 24%となった。

○大手・中堅スーパー・ハイパーマーケットでの販売（2004年5月末までの一年間）

（単位：100万ユーロ、100万リットル（括弧内は増加率））

	売上高	販売量
香料等添加水（炭酸無し）	129.6(+29%)	154.8(+31%)
同（炭酸入り）	63.2(+16.4%)	60.9(+20.6%)
合計	192.8	215.7

（出所：Ifri France, Rayon Boisson Août 2004）

○販売量のシェア（同上）

（単位：％）

ブランド名	シェア	年間増加率	製造企業等
ボルビック	46.0	+23.1	ダノン
ヴィッテル	7.7	+13.7	ネスレ
タイユフィース	6.2	+236.7	ダノン
コントレックス	5.0	+19.9	ネスレ
トノン	1.6	—	ネプチューン
クリスタリン	0.2	—	ネプチューン
流通業者ブランド	3.2	+282.9	—
ペリエ・アロマティゼ	9.3	+11.1	ネスレ
サルヴェタ	7.2	+45.8	ダノン
ペリエ・フリュオ	4.7	+103.7	ネスレ
バドワ	4.0	+16.0	ダノン
カロラ	0.8	-2.2	ネスレ

（出所：Panel de distributeurs d'après un opérateur, Rayon Boisson Août 2004）

10年前に製品を投入し、現在この部門で過半のシェアを誇るダノンは、今後5年から10年の間に、香料等添加水が販売量で炭酸入りの水と並び、飲料売場の代表的な商品に成長するであろうと予測する。流通業者やダノンの競争相手であるネスレは、PB商品や「ペリエ・フリュオ」の追い上げで急速にシェアを伸ばしている。

香料等添加水は価格が高めであることから、社会的・職業的に上流層の消費者に購入される傾向にあるようであるが、流通業者の市場参入に伴う低価格のPB商品の投入で、消費の裾野の拡大が期待されており、現在の市場価格はスーパーマーケットで2.2%、ハイパーマーケットで3.3%下がっている。

フランスで第4位のメーカーであるサン・アマン社はこの部門で遅れをとったが、果物

と植物をブレンドした芳香がもたらす「機能性」を前面に出した新製品の投入で巻き返しを図ろうとしている。「禅」的に穏やかな状態にさせるストロベリーとセイヨウサンザシ、「記憶」のためのピーチとコラノキの実、「元気」を出すためのグレープフルーツとキウイとハイビスカス、「活発」でいるための青レモンと朝鮮人参とガラナ、といった組み合わせのラインナップである。これら製品は、働く成人を対象にしているが、この客層への決め手は、500ミリリットルのボトルに8カロリー以下の糖分という低カロリーである。

一方、今後の成長への期待から、ユニリーバやリプトンといったノンアルコール清涼飲料メーカーも香料等添加水市場に参入し始めている。

5 主要な製造企業等の動向

(1) ネスレ・ウォーターズ

① 会社の沿革

- 1854年 弁護士の資格を持つレイ・ブロミエがヴォージュ地方（フランス東部）にある水源ジェレモワを購入、2年後にヴィッテルの鉱泉療養施設を整備するとともに、療養者が家でも治療を続けられるよう、ミネラルウォーターを瓶詰めにする工法を導入。
- 1882年 ヴィッテルミネラルウォーター社（SGEMV）を創設。
- 1898年 100万本を達成
- 1951年 1億本を達成
- 1968年 ボトルの改良を行い、初のPVCボトルを発売
- 1969年 ミネラルウォーターの効能が健康食品の研究開発に役立つことから、ネスレはSGEMV社の30%を買収。
- 1990年 10億本に到達
- 1992年 ネスレはSGEMV社及びペリエグループの資本のほぼ全体を取得。
- 1998年 ネスレはボトル水でトップのペリグリーノ（伊）を買収。パキスタンでボトル水で最初のマルチ・サイトブランド「ネスレ・ピュア・ライフ」を発売。
- 2000年 ホーム・オフィス・デリバリー分野へ進出。サウジアラビアのアル・マンハル社やポーランドのダル・ナチュリ社、イギリスのアクワ・クール社などの的を絞った買収で、欧州、中東、アメリカでもトップシェアを獲得。欧州で初のマルチ・サイトブランド「ネスレ・アクワレル」を6カ国同時に発売。
- 2002年 名称をネスレ・ウォーターズと改める。
現在、130カ国で販売し77ブランドを所有。

② 展開するブランド

マルチ・サイト生産方式で生産されたブランドとして「ネスレ・ピュア・ライフ」「ネスレ・アクワレル」の2つの戦略商品がある。

この生産方式は、全世界の各世帯で、衛生的な水、おいしい水、各地方に適した購入しやすい価格帯の水の需要があることを踏まえ、「同じブランドの水を複数の国・複数の水源（マルチサイト）から生産・供給する」という単純なアイデアからスタートしたものである。この方法の利点は、輸送や在庫管理の問題を軽減させ、同じブランド名で消費者に購入しやすい価格帯の商品を提供することができるという点である。

- ネスレ・ピュア・ライフ 1998年にパキスタンで発売され、マルチ・サイト生産方式の初の成功例となる。現在、カナダ、アメリカ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、南アフリカ、サウジアラビア、ヨルダン、エジプト、レバノン、トルコ、ロシア、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、フィリピンで販売されている。2003年から北アメリカでも発売されており、ネスレ・ピュア・ライフは2010年には世界中で最も広範囲で売られる第一位のブランドとなるものと見られている。
- ネスレ・アクワレル マルチ・サイト生産方法を取り入れ、2000年に欧州の6カ国で同時に発売された、ミネラルがわずかに入った水源水（炭酸無し、炭酸入り）である。現在は、ベルギー、フランス、ポルトガル、スペイン、スイス、イタリア、ハンガリー、オーストリア、ドイツ、ルクセンブルグ、フィンランドで販売されている。

国際的に知られるネスレのブランドとしては、ペリエ、ヴィittel、コントレックス、ペレグリーノ、アクワ・パンナがあり、これらは世界で最も歴史のあるブランドでもある。これらはフランスとイタリアの水源から汲水されるミネラルウォーターであり、全く同質のものが販売されている。

- アクア・パンナ イタリア・トスカーナ地方のミネラルウォーター。約50カ国で親しまれ、高級レストランでのシェアを持っている。
- コントレックス 自然に痩せる効果があるとして売り出されたミネラルウォーター。炭酸なしで、カルシウムとマグネシウムが豊富で、食品の栄養バランスを気にする消費者に向けた商品である。ヴォージュ地方（フランス）にあるコンテックセヴィルから汲水され、40カ国で販売されている。
- ペリエ 水源の炭酸が追加されたミネラルウォーター。1863年に初めてボトル入りで販売されてから世界中を魅了し、現在110カ国で販売されている。
- ヴィittel カルシウムの豊富なミネラルウォーターで、活力を求める消費者に好まれている。炭酸なしで、ヴォージュ地方に水源を持つ。現在70カ国以上で販売されている。

る。

- サンペレグリーノ イタリアのアルプスに位置するベルガモに近い水源から汲水されている。軽い炭酸入りで、世界の 100 カ国以上で販売されている。

ネスレ・ウォーターズの売上げの約 3 分の 2 を占めているのは、地域で生産・消費されるローカルブランドであり、これはネスレの戦略のベースになっている。全ての大陸でローカルブランドを次々と買収し、ネスレグループの専門性（新しい大きさの容器や新しい形態の包装での発売など）を活かして、それらのブランドを確実に成長・発展させるとともに、それらのブランドからネスレ・ウォーターズの競争力につながるヒント、アイデアを引き出すという相乗効果を期待する戦略である。同時に、ローカルブランドはネスレ・ウォーターズの国際ビジネスの発展に欠かせない地域市場の調査・情報収集の拠点ともなっており、相互にネットワークを構成している。以下はこうしたローカルブランドの一部（フランス国内）である。

- アクワ・クール

- エパール カルシウムとマグネシウムが豊富な炭酸なしミネラルウォーター。ヴォージュ地方にあるヴィッテルに近い水源から汲水されている。

- サント・アリクス ブルターニュ地方に水源をもつ炭酸なしの水源水。ブルターニュだけで販売されている。

- プランケ ブルターニュ地方のプランケ村に水源を持つミネラルウォーター

- サン・ランベール イル・ド・フランス地方の炭酸なし水源水

- カロラ アルザス地方の炭酸入り水源水

- ケザック 南仏の弱炭酸入りミネラルウォーターでフランス全国で販売されている。

- アバティエユ フランス南西部、アロカション近郊の炭酸なしミネラルウォーター。フランスにある最も深い水源の一つ。

③ 世界戦略

現在、欧州は成熟した市場となっており、ネスレは総売上のほぼ半分を欧州で実現しているが、製品開発及び的を絞った買収戦略で、欧州の未開拓・開発途上地域への展開など更なる発展を続けている。

米国でネスレは、欧州でまだそれほど知られていないホーム・オフィス・デリバリー（HOD）を発展させてきたが、2001 年からは、企業買収等を通じてHODの欧州域内での展開も強化している。

現在のボトル水における市場の地域格差（一人当たりの年間消費量がイタリアでは 203 リットルであるのに対し、ロシアではわずか 10 リットル）が今後、さらに広がる可能性が

あるという見通しを示している。

中南米は、ネスレが将来の発展を期待する市場の一つである。国民の購買力の上昇により大きな市場可能性がある国として、ブラジル、メキシコ、アルゼンチンが挙げられる。この 3 つの国をターゲットに、ネスレ・ウォーターズは、マルチ・サイトブランド「ネスレ・ピュア・ライフ」を投入し(ブラジルは 1999 年、メキシコとアルゼンチンは 2000 年)、急速に売り上げを伸ばしている。特にアルゼンチンは、経済危機にもかかわらず、今後売上げが大きく伸びると予測しており、ネスレはアルゼンチンで、ローカルブランドとして「エコ・デ・ロス・アンデス」、「フレッシュ・ウォーター」、「グラシアル」を同時販売している。

アジアでは、開発途上国のニーズに応えるため、「ネスレ・ピュア・ライフ」の定着を強化している。パキスタンで 1998 年に発売されて以降、最近是中国やタイ、フィリピンという新しい市場にも進出した。ローカルブランドとしては、ベトナムで「ラ・ヴィ」(シェア第一位)、タイで「ミネレ」というブランドを提供している。アジアでも、一人当たりの年間消費量には大きな格差が見られるが(タイでは 43 リットル、日本では 12 リットル、パキスタンでは 2 リットル)、今後数年間で、大きな需要の増加が期待される。

中近東においても企業買収を進め、アフリカにも進出している。レバノンとヨルダンで 2001 年、トルコとエジプトとウズベキスタンで 2002 年に「ネスレ・ピュア・ライフ」を投入し、これら地域でのネスレ・ウォーターズの販売を強化している。特に、サウジ・アラビアの HOD のリーダー企業であったアル・マンハル社を買収することで、中東でのプレゼンスを確固たるものとした。一方、南アフリカでは、ネスレウォーターズのシェアは第 2 位であり、当面は企業買収及びジョイント・ベンチャーにより、現地での地盤を固める戦略を展開する。

④ ペリエ問題

ネスレは、他のブランドの商品の平均と比較して、生産費が 10 倍高いペリエの収益率の改善を目指している。サン・ペレグリーノの従業員一人当たりの生産量が 180 万本であるのに対し、ペリエの生産量は 60 万本であることがその根拠である。ネスレは 2007 年までに 1,046 人を早期退職させるという当初計画のうち、昨年一月時点で、既に 365 人の削減を決定した。労働組合は経営陣との交渉で構造改革への同意を拒んでいる。昨年 9 月、経営陣はフランスでの水部門の生産性を継続的に改善するための措置を発表した。現在でもペリエの生産は従来どおり続けられているが、現在、こう着状態はまだ続いており、経営・販売も悪化している。

(2) ダノン

① 会社の沿革

- 1966年 瓶や産業用の小瓶を生産していたスジョン・ヌヴセル・ガラス社、建築用窓ガラスを生産していたブソワ・ガラス社の2つのガラス会社が合併し、ブソワ・スジョン・ヌヴセル (BSN) 社となる。
- 1969年 BSNは液体食品容器会社としての強みや相互補完性から、エヴィアン、クローネンブルグ、1970年には欧州ブラスリー社を管理下に収める。
- 1970年 BSNはビール、ミネラルウォーター、離乳食部門でフランス第一位となる。
- 1973年 BSNとジェルヴェ・ダノンが合併を発表、フランス第一位の食品グループとなり、パスタや調理済み食品、生鮮食品、飲み物がグループの主な事業となる。同年、ガラス部門から撤退。
- 1980年代前半 BSN・ジェルヴェ・ダノンは、イタリア、スペイン、イギリス、ドイツでの企業買収や業務提携を通じて、欧州全域に活動を展開。
- 1986年 ジェネラル・ビスキュイ社を買収し、ビスケット部門へ参入。
- 1989年 ナビスコの欧州での関連会社(仏のブラン社、英のジャコブス社、伊のサイワ社)を相次いで買収、ビスケットメーカーとしての地位を固める。また、東欧を含む欧州各国への展開を強化。フランスではボルビックとモン・ドールを管理下に収めミネラルウォーター部門の定着を図る。
- 1993年 企業買収により、アジア、中南米、南アフリカへ進出。
- 1994年 名称をダノングループとする。
- 1997年 フランク・リブー会長は、グループの事業を今後、乳製品(ダノン)、ビスケット(リュ)、飲料(エヴィアン)の3部門に絞ると発表。同年、香辛料、砂糖菓子、包装部門から撤退。
- 1998年 国際的ブランド展開の強化を決定。これ以降、ダノンは世界中で約40企業の買収を実施。
- 1999年 ビール部門から撤退。
- 2002年 ガルバニ社の売却。
- 2003年 131億3,100万ユーロの総売上高を実現し、グループ全体で120カ国以上で8万8,600人を雇用。

② 展開するブランド

- ー エヴィアン エヴィアンの水は8000年前に生まれ、独特なミネラル分のバランスはその時以来変わることがないと言われる。オット・サヴォワのアルプス北部、シャブレの

支流に降る雨と雪が、不透水性の粘土質の二層のプレートに挟まれた氷河砂の厚い層によって構成される自然のフィルターを15年以上かけて通ったものである。エヴィアン水の効能の発見は、腎臓の病気にかかったレセール侯爵が、1789年にこの水源の水を飲んで、症状が消えたことから始まる。今日、エヴィアンはミネラルウォーター部門でトップのシェアを維持するダノンの主力商品である。

— バドワ 炭酸入りのミネラルウォーター部門で、ネスレのペリエと肩を並べる主力商品である。バドワの市場シェアは依然として大きいものの、売れ行きは伸びていない。ダノンのマーケティング専門家は、「消化を助けることから食事中には飲まれるが、他の場面で楽しみとして飲まれる機会や間食が増加する傾向の中で、若者消費者の消費を捉え切れていない。」と分析する。ダノンは最近、深紅色のボトルに入ったペリエとほぼ同じ炭酸量のバージョンを開発し、大型店や自動販売機、ガソリンスタンド、菓子パンのチェーン店での販売を開始した。

— ボルビック ボルビックの水はオーヴェルニュの火山脈の地方自然公園の中で汲水され、一日に300万本以上が生産されており、毎年、フランスとその他65カ国以上で9億本以上が販売されている。ボルビックは大きさの異なる5種類の容器(500ミリリットル、1リットル、1.5リットル、2リットル、8リットル)で販売されている。ダノンは1990年、ボルビック・ブランドの中で業界初となる香料等添加水(炭酸無し)を発売した。現在、ボルビック・ブランドとして、添加物のない自然の「ボルビック」、フルーツ味の「ボルビック・マジック」、モロッコのミント・ティー味の「ボルビック・エキゾチック」の3商品が販売されている。

— ダノン・ターユフィンヌ 2001年に発売された「ダノン・ターユフィンヌ」は、ミネラルウォーターにカルシウムとマグネシウムを人工的に添加した商品である。この商品は、体形を気にする女性をターゲットにしたダノンの戦略商品であり、炭酸入りのものと柑橘類の味が付いたものが同時に発売されている。

以上のほか、フランス市場においてダノンが有しているブランドは以下のものである。

- サルヴェタ 炭酸入りミネラルウォーター
- アルヴィ 炭酸入りミネラルウォーター
- モン・ルク 炭酸なしミネラルウォーター
- モン・ドレ 炭酸なし山の水源水
- ヴォルカニア 山の水源水

③ 基本戦略

ダノンの基本戦略として、以下の点が挙げられる。

- ◇ 農業・食品産業で最も成長が期待できる製品分野として、「生の乳製品」、「飲料」、「ビスケット・シリアル」の3つに経営資源を集中
- ◇ 地理的にバランスの取れた販売：「先進国 60%・発展途上国 40%」を目標
- ◇ 地域に深く根ざしたポジションの確立（各国のリーダー的企業の買収）及びそれを通じた世界的リーダーとしての地位の確保
- ◇ 販売の核となるブランドの集中化：水部門では総売上高の 60%近くを 4 つのブランド（ダノン、エヴィアン、リュ、ワハハ）で展開
- ◇ 各国間のチームの連携

現在のダノンは、生の乳製品分野で第 1 位、ボトル水の分野で第一位、ビスケット・シリアル分野で第二位の市場シェアを占めている。

水はダノンにとって戦略に欠かせない部門であり、飲料部門の総売上高 35 億 5,000 万ユーロのうち 9.5%が大型ボトル入りの水の販売で占められている。飲料部門はグループの総売上高の 27.0%を占めており、総販売量では世界第一位、総売上高では第二位である。

○ダノングループの総売上高

(単位：100 万ユーロ)

	2001 年	2002 年	2003 年
乳製品	6,928	6,276	6,185
飲料	3,796	3,691	3,557
ビスケット	3,371	3,232	3,071
その他食品	375	356	318
合計	14,470	13,555	13,131

ダノンのボトル入りの水は、現在、スペイン、メキシコ、アルゼンチン、インドネシア、中国、ウルグアイ、英国で第一位の市場シェアを確保しており、これらの国々での売上げがボトル水の伸びに大きく貢献している。

ダノンは、開発途上国でのプレゼンスの強化に力を入れており、現在の開発途上国 31%の比率を 40%に高めることを目標としている。特に中南米への展開では、ライバルであるネスレとも競合する。ダノンは昨年、メキシコにおいて、「レザ・アガ」というブランドを展開するアルコス・イリス社を管理下に収め、「アクワ・ピュラ」を展開するウルトラ・ピュラ社の株を 50%を買収した。ダノンは、HODの分野で、さらにこれらのブランドの発展に拍車をかけようとしている。

(3) ネプチューン

① 会社の沿革

- 1949年 カステルグループ(4人のカステル兄弟が運営)がワインの取引会社として設立。その後、数十のワイン醸造元の取得を通じて50年代から60年代に発展。
- 1988年 酒蔵元のニコラ社を買収。
- 1990年 この年以降、フランス語圏のアフリカ諸国において、ビールと炭酸入り飲料部門の大手企業を買収、アフリカで主要な企業の位置を占める。
- 1992年 ヴァン・ド・フランス社を買収。グループはネスレからヴィシ、トノン、サン・ヨールという3つのブランドを購入し、ミネラルウォーター部門で大きな位置を占める。
- 1993年 ネプチューンがトノンを買収。フランスでボトル入りの水の製造メーカーとして第三位となる。

現在、ワイン部門では欧州でトップ、世界では第二位であり、ボトル入り水の部門ではフランス市場で第三位である。

② 展開ブランド

ネプチューンは、水源水、ミネラルウォーター、炭酸無し・炭酸入り、最低価格帯の水、流通業者のPB商品、高級水市場における「シャテルドン」ブランドなど、あらゆる水の市場に製品を投入している唯一のメーカーである。これらのブランドにより、日常の食事、家族、乳児、健康・美容・ダイエット、環境保護、贅沢など、あらゆる分野で一定のシェアを獲得することを指向している。例えば、「クリスタリン」で一般の消費に応え、「サン・ヨール」、「ヴィシ・セレスタン」、「クルマユール」で健康に応え、また、香料等添加水で若者の新しい消費形態に対応している。

こうした多品目のブランド展開により、2003年の総売上は1億5,000万ユーロに達し、対前年比で約9%増加しているが、その過半は水源水「クリスタリン」の販売が好調だったことによるものである。

ー クリスタリン、サンヨール 現在フランスで一番売れている水源水は、1992年に発売された「クリスタリン」である。「クリスタリン」は炭酸無しの水源水部門で第一位、「サン・ヨール」が炭酸の入ったミネラルウォーターの部門で第二位である。広報予算は、ネスレとダノンに比べ1/7、広報部の社員は70人に限られているものの、低価格と強力な販売網により実績を上げている。

その他のブランドは以下のとおりである。

- ー 炭酸入りの水：シャトーヌフ、シャテルドン、ロザナ、サン・ヨール、ヴァル、ヴェルニエール、ヴィシ・セレスタン（以上ミネラルウォーター）、ピエルヴァル(水源水)
- ー 炭酸無しの水：クルマユール（ミネラルウォーター）、クリスタリン（水源水）、サン・レジェ（水源水）、トノン(ミネラルウォーター)

③ 「健康」を打ち出す戦略

フランスの水市場は飽和状態といわれているが、ネプチューンは、近年、健康によいとされる商品の投入や販売 PR を展開する戦略に力を入れている。

2000 年、ネプチューンはダイエットに効果のある水として炭酸が入っていない水「クルマユール」を発売した。現在、生産本数は 6,000 万本でこの部門の 10%のシェアを占めている。さらに売上げを伸ばすため、痩せることを目指すプログラムの実施を通して水の効果を宣伝してもらおうと、昨年から、約 1,000 人の整体治療師を集めた新しいキャンペーンを開始している。

「ヴィシ・セレスタン」に関しては、テレビ広告ではなく、テレビでおなじみのキャスターが水の消化・美容効果をルポルタージュ風に説明する宣伝キャンペーンを 2003 年から始めたところ、売上げの 22%増加を達成している。

昨年春には、マグネシウムが豊富な炭酸入りの新しいミネラルウォーター「ロザナ」を発売した。1リットルで一日に摂取すべきマグネシウム量の 50%をカバーし、ストレスや不眠症に効果があるとされる。このミネラルウォーターは、炭酸入りの水の中で最もマグネシウム含有率が高く、1リットルあたり 160 ミリグラム含まれている。これは炭酸が入っていない水の中でマグネシウムが最も多いとされるエパールをも上回っている。

「ロザナ」はデザイン性も有しており、シンプルで丸みを帯びたボトルは他の商品よりもモダンな印象を与えている。ネプチューンは「ロザナ」を 2004 年に 1,200 万本を販売し、2005 年からは年間 6,000 万本の販売で市場の 3%以上のシェアを獲得することを目標としている。

「ロザナ」は全ての消費者、中でも特に女性と体形を気にする消費者をターゲットとしており、その機能性にもかかわらず、価格は 0.58 ユーロという平均的な炭酸水の価格である。

④ 輸出・関連会社・提携

ネプチューンのブランドはフランスだけでなく、海外の多くの消費者にも評価されている。ネプチューンは世界 60 カ国以上に輸出し、特に「ヴィシ・セレスタン」は 30 カ国以

上に輸出されており国際的な認知度も高い。「ピエルヴァル」に関しては、売上げの50%が輸出向けで、特に極東とアフリカに輸出されている。

ワインの製造・販売会社から出発し、現在、ネプチューンは水の部門ではグループとして以下の6つの関連会社を所有している。

- －水源水総合会社：主にクリスタリンの生産・販売
- －バサン・ドゥ・ヴィシミネラルウォーター社：サン・ヨールの生産・販売
- －フェルミエール・デュ・ヴィシ社：ヴィシ・セレストン、ストロベリー味ヴィシ・レモン味ヴィシの生産・販売、スパやホテル業の管理・運営
- －トノンミネラルウォーター社：トノンの生産・販売
- －株式会社ヴェルニエール：ヴェルニエールの生産・販売
- －株式会社ピエルヴァル：ピエルヴァルの生産・販売

ネプチューングループは昨年、9箇所の新しいボトル詰め工場を建設するため、2,000万ユーロを投じた。また、ネプチューンはユニリーバーの「リプトン・アクワエ」のボトル詰めの下請け業者として活用されている。

(4) その他の製造企業等

① ワットウィラー

アルザスの地方企業であるワットウィラー社の水は、フランスで初の、独立したミネラルウォーターのブランドである。水源はヴォージュの地域自然公園である。治療的効果があるとされ、塩分となるナトリウムの摂取を控える食事療法において1850年から薦められてきた。20世紀からボトル詰めされるようになり、1993年から商業化されるようになった。

2003年、ワットウィラー社は5,000万リットルを生産し、1,960万ユーロの売上げを上げている。2002年に比べると24%の伸びである。

この会社は、国内全体の大手・中堅スーパーマーケットの、炭酸が入っていない水の売上げの1.3%を占め、東フランスでは市場の7%を維持している。また、世界20カ国にも輸出されている。

展開するブランドは以下のとおりである。

- －ワットウィラー 炭酸の入っていないミネラルウォーター
- －ジュヴァンス・ドゥ・ワットウィラー 2002年に発売され、企業成長の5%に貢献する炭酸の入ったミネラルウォーター

昨年 1 月、ワットウィラー社は、北欧でボトル入りウォーターのリーダー的存在であるベルギーの大手グループ「スパデル」によって買収された。

② サン・アマン

スパデルグループによるワットウィラー社の買収の結果、サン・アマン社は炭酸の入っていない水の市場でフランスで最後の独立系企業となった。昨年、サン・アマン社は 1 億 500 万ユーロの売上げを実現し、大手・中堅スーパーマーケットで炭酸の入っていない水の売上げの 2.1%のシェアを占めている。サン・アマン社は北フランスを生産・販売の基盤としており、地域の手・中堅スーパーマーケットでは 50%近くのシェアを持っている。

この会社は 2 つの商品展開をしている。一つは「サン・アマン」のブランドで炭酸の入っていないミネラルウォーターと香料等添加水、もう一つは「モンカルム」というピレネー地方にある山の水源水である。

サン・アマン社は、業界で初めてペットボトルやスポーツタイプのキャップ付きのボトルを導入するなど、常に新しい手法を導入する先導的・革新的メーカーの一つである。

③ 流通業者

スーパーマーケット・ハイパーマーケット等の流通業者は、「山の水源水」という P B 商品の開発に力を注いでいる。これら流通業者の P B 商品は超低価格を武器に急成長しており、2003 年、炭酸の入っていない水源水は 1 億 3,980 万ユーロの売上げで前年比 20.1%の増加となり、炭酸の入った水源水は 6,400 万ユーロの売上げで同 71.6%の増加となった。

現在「山の水源水」と銘打った水は、大手・中堅スーパーマーケットで売られている炭酸の入っていない水の約 14%のシェアを占めている。

売上げの増加の要因としては、低価格に加え、ラベルに描かれた「山」のイメージによるところが大きい。フランスでは全ての流通業者が既にこの部門に参入している。最後に参入したのは、1,500 万ユーロを投資し現在オーヴェルニュに工場を建設中のルクレールである。2005 年に「マルク・ルペール」というブランドでの発売が予定されており、一年目に 1 億リットル、その後 3 億リットルの生産が計画されている。水源を利用するために締結されたラクージュ市とルクレールの契約は 30 年間契約である。

以下は、「山の水源水」の水源地域と主な供給会社である。

<オーヴェルニュ地方>

ー モン・ドール水源は SMDA 社によって開発され、年間 2 億 2,500 万リットルを生産して

いる。SMDA はカルフル、チャンピオン、システム U、リーダー・プライス、フランプリに供給している。

- ー ラクーユ水源は 2005 年からルクレールに供給するためスカマルク社によって開発されている。

<アルプス地方>

- ー ヴアレクラン水源は 2003 年に 2,000 万本を産出している。ED に供給しているが、2004 年 4 月からコラとマッチに供給している。
- ー ショルジュ水源はサン・アマンによって開発され、2003 年は 3,500 万本をオーシャンに供給している。

<ピレネー地方>

- ー オジュ水源は 2003 年、7,500 万本をカジノ、ルクレール、ル・ミュタンに供給している。
- ー モンカルム水源はサン・アマンによって開発され、5,000 万本をオーシャンとチャンピオンに供給している。

6 Home and Office Delivery (HOD : 一般家庭とオフィスへの配達)

フランスの水市場でのリーダー的存在は、これまで述べたように、ダノンとネスレ・ウォーターズであり、企業買収や提携を通じて大きな成長を続けている。

業務用の大型容器入りの水の市場は今後の成長が期待されている分野である。世界中で大型容器入りの水の販売は飲用水の販売の 40%を占めており、5 年前から毎年 15%の伸びを見せている。これはボトル入りの水の市場よりも 2 倍速い成長である。

2001 年から、ダノンとネスレ・ウォーターズは、大型容器入りの水源水や浄化水（水道水の不純物を取り除いた水）を専門とする地域の企業をいくつも買収している。

2003 年から 2 社の世界的な競争の舞台は欧州に移っている。現在ヨーロッパは大型容器入りの水市場の成長が最も速い地域であり、年に 30%の増加を見せている。

ダノンは 2002 年 11 月、この分野で 3 つの企業を買収した。2 つはカナダ企業で、もう 1 つはこの市場でリーダー的存在であるフランスの中小企業、シャトー・ドー社である。この会社は、この分野では珍しいフランス企業の一つであり、総売上は 4 倍である 2 億 2,200 万ユーロで買収された。2003 年の初め、ダノンはフランスの水市場でシェア第 1 位となり（国内市場の 28%を占める）、イタリア、英国、オランダでも地盤を固めた。ヨーロッパ市場全体では 12%を占め、ネスレの 17%に対抗している。

ネスレはダノンに対抗し、2003 年の初めに香港企業から 5 億 6,000 万ユーロでポウウォウ社を買収した。同社は、フランス、ドイツ、オランダ、英国、デンマーク、イタリア、ポルトガルで事業を展開しており、2002 年には 1 億 2,000 万ユーロの総売上を実現している。この買収により、ネスレは大型容器水のヨーロッパ市場でのシェアを 3 倍に増やし、

ダノンからこの市場での第一位の座を奪った。公園の 30%で 50 万の大型容器が設置され、大型容器入りの水はネスレ・ウォーターズの売上げの 17%を占める。

2003 年 7 月、ダノンとエデン・スプリング（イスラエル企業、ヨーロッパで 4 位）がジョイント・ベンチャーを組み、ヨーロッパでの双方の販売網を共通化した。この結果、11 カ国で合計のシェアがトップとなり、ダノンは 2003 年 9 月以降はヨーロッパ市場の約 20%を占めるようになっている。

7 その他

（1）コカコーラの「ダサニ」の撤退

コカコーラは昨年 4 月、すでに飽和状態にあったフランスの水市場に参入しようとしていた。ベルギーの水源から採取されるミネラルウォーター（99.8%）にカルシウムとマグネシウム（0.2%）を加えてバランスをとった水、「ダザニ」である。

しかし、昨年 3 月、英国で「ダサニ」から規制値を超える臭素が検出され、50 万本を回収する事件が起こったため、コカコーラはフランスとドイツでの「ダサニ」の発売をキャンセルし、英国市場からも撤退した。同社は将来的には既に存在するブランドの買収や新しいブランドの開発・輸出などを通じて、ボトル入りの水の欧州・フランス市場への参入の可能性を検討していると思われる。

（2）ウォーターバー

フランスではパリや地方において数多くのウォーターバーが存在する。試飲のための特別な用語や水源の表示システムまで存在し、パッケージも非常に研究され、有名なデザイナーが手がけるものもある。最も高級な水は「シャテルドン」であり、洗練されたレストランで、「バドワ」や「サン・ペレグリーノ」や「フェラレーレ」に取って代わりつつある。

「シャテルドン」の人気の高まったのは最近である。この水はピュイ・ドゥ・ドームを水源とし、50 年代にペリエに買収されたものの、1993 年までは年に 30 万本を生産するに過ぎなかった。その後、ネスレがペリエを 1993 年に買収し、競争相手がネスレにいくつかのブランドから手を引くよう要請した結果、「ヴィシ」、「サン・ヨール」、「クルマユール」、「トノン」とともに、「シャテルドン」は、ネプチューンの親会社であるカステルグループに売却された。

その後、ネプチューンは、大手の流通業者及びレストラン業界という 2 つの主要な市場向けにこの贅沢な水を位置づけることを目標とした販売戦略を展開した。

ー シャテルドン 1650 年、宮廷の医者ファゴンという人物がシャテルドンの効能をルイ

14 世に進言し、その時以来、パーティーなどの機会に、オーベルニュからラバの背に乗せてヴェルサイユ宮殿の王の食卓に運ばれていたことが始まりである。水源の水量が少ないため、この水は年に 300 万本しか生産されない。また、シャテルドンはガラス瓶に入っている唯一のミネラルウォーターで、太陽王のシンボルと色(黄色とブロンズ)、1650 年という年代がボトルに表されている。値段は 1 本 5.50 ユーロで、レストランでは 7.5 ユーロである。1998 年から売れ行きが非常に好調で、売り上げは年に 30%増加し、2003 年には 180 万本の販売を実現した。

以下は有名なウォーターバーである。

- ー コレット パリで最も人気のブティックで、その中にあるウォーターバーが約 40 種類の炭酸の入っていない水と約 50 種類の炭酸の入った水を提供している。これらの水は、ドイツ、英国、イタリア、スコットランド、オーストリア、フランス産のものであり、最も人気の水は、オーストラリアの水「スプリットロック」、アイスランドの水「トールスプリング」である。
- ー ファランヘイト パリ 2 区、バシヨモン通り 3 番地にあるこのバーは 43 種類の様々な水を提供している。
- ー バー・ア・ビュル パリのオスマン通りのギャラリー・ラファイエット内にあるこのバーでは、ヨーロッパ 8 カ国の炭酸の入った水約 20 種類を提供している。スウェーデン、スコットランド、スイス、フランス産などがあり、ノルウェーの水「ヴオス」は、1 本 20 ユーロのものまでである。
- ー シェ・テオー 2003 年秋に開店したトゥルーズで唯一のウォーターバーであり、ティーラームを兼ねている。消費者が選びやすいように、ショーウィンドに全てのボトルが展示されている。このバーは上記の店とほぼ同種の水を提供しており、イタリア、ドイツ、コルシカ、フランスなどの水がある。

(3) 薬局で売られるミネラルウォーター

補助食品の研究と販売を専門とするネトラブ社は、昨年夏、薬局だけで売られるミネラルウォーターを発売した。同社の社長であり、医師でもあるジャン-アラン・アクアロンは「薬局は 1946 年、ミネラルウォーターの独占販売を取り上げられたが、ミネラルウォーターの中のいくつかの成分は限られた摂取や的確な摂取が必要である」と説明している。この炭酸の入った水は、フランスで最もミネラル含有率が高い水の一つであり、ドローム地方の水源プロピアックで採取されている。「イドロライト」と名付けられたその水は、ミネラル分(硫酸塩、カルシウム、マグネシウム)を多く含有することから、医師学会及び厚生省から腸を清浄する効果と利尿作用が認められている。

「イドロライト」は、飲み水として摂取するには相応しくなく、治療のための水として普通のミネラルウォーターを補うように飲むことが薦められている。一方、減塩食事療法、コーチゾン（副腎皮質ホルモンの一つで消炎作用がある）を使ったリュウマチ等の治療を受けている者、高血圧や胃潰瘍の患者、乳児・妊婦には適さないとされている。

この水にはダイエット効果があり、低カロリー食事療法や高プロテイン食事療法の枠内で特にその効果を発揮する。また、「イドロライト」は基礎代謝に関する様々な障害（糖尿病、肥満、軽度の肥満、関節症など）に施される食事療法をサポートしたり、内臓の毒素を取り除き、血尿素を減らすための療法などの特別な食事プログラムとの併用が薦められている。量としては一日に500ミリリットルを限度に摂取することが薦められている。

「イドロライト」は500ミリリットルボトル6本、12ユーロのパックで売られており、含まれる成分は以下の通りである。

カルシウム	:	354 ミリグラム
マグネシウム	:	83 ミリグラム
カリウム	:	22 ミリグラム
ナトリウム	:	653 ミリグラム
重炭酸塩	:	225 ミリグラム
塩化物	:	982 ミリグラム
硫酸塩	:	1,055 ミリグラム
硝酸塩	:	0 ミリグラム

○ミネラルウォーター及び水源水の主要なブランド

(炭酸無し)

ブランド名	種別	地域	製造業者
アバティーユ	ミネラルウォーター	アルカション	ヴィッテル (ネスレグループ)
エックス・レ・バン	ミネラルウォーター	サヴォワ	インターマルシェグループ
アレット	ミネラルウォーター	ピレネー	3A (農産物同盟)
アクアレル	水源水		ネスレ
ビオヴィーヴ	ミネラルウォーター	ランド	GTA
キャニオン	水源水	ピレネー	SEA
カロラ	水源水	アルザス	ネスレ
セルティック	ミネラルウォーター	ヴォージュ	ラ・ソース
シャンボン	ミネラルウォーター	ヴァル・ド・ロワール	ヴィンデミア
レ・シェノ	水源水	ロアーレ	ディストリビューターブランド
コントレクセヴィル	ミネラルウォーター	ヴォージュ	ネスレ
クリスタリン	水源水		ネプチューン (カステルグループ)
エビアン	ミネラルウォーター	アルプ・ド・オ・プロヴァンス	ダノン
フィエー・デ・ロア	水源水	ドゥーサーヴル	インターマルシェグループ
フォンテーヌ・ド・ラ・レーヌ	水源水	タルン	プロプリアック
フォンテル	水源水	ヴァンデ	ソファボ
グランド・ボア	水源水	マルヌ	ソース・デ・グラン・ボワ
エパール	ミネラルウォーター	ヴォージュ	ヴィッテル (ネスレグループ)
ラ・プロヴァンサル	水源水	プロヴァンス	センピオール
ルイズ	水源水	ノール	ネプチューン (カステルグループ)
リュション	ミネラルウォーター	ピレネー	インターマルシェグループ
ミエール・アルヴィニャック	ミネラルウォーター	ロット	ケルシー温泉 (薬局の取扱商品)
モンカーム	水源水	ノール	サンタマン
モンクラール	山の水源水	アルプ・ド・オ・プロヴァンス	オーシャンの取扱商品
モンドーレ	山の水源水	オーヴェルニュ	ダノン
モンテリス	ミネラルウォーター	アルデシュ	モンテリス
モンルク	ミネラルウォーター	オー・ラングドック	オー・ド・モンルク (ダノン)
ネセル	水源水	ヴォージュ	スルツマツト
オンディーヌ	水源水	ロワレ	インターマルシェグループ
パンパラ	水源水	ランド	EGTA
ピアヴァル	水源水	ウール	ピアヴァル
ブランコエ	ミネラルウォーター	ブルターニュ	ネスレ

ブランド名	種別	地域	製造業者
ピレネア	山の水源水	ピレネー	オジュ (カジノ (流通) の取扱商品)
ロッシュ・デ・ゼ克蘭	山の水源水	オート・ザルプ	サンタマン
ロゼ・デ・ラ・レーヌ	水源水	オー・ラングドック	モンルク (ダノン)
サイ・レ・バン	ミネラルウォーター	ロワル	サイ・レ・バン
サン・タマン	ミネラルウォーター	ノール	サンタマン
サン・アントナン	ミネラルウォーター	タルン・エ・ガロンヌ	サンタマン
ソリア	水源水	ランド	ランドの水関連会社
ソース・ソフィ	ミネラルウォーター	プロヴァンス	ルクレール センター
サン・ランベール	水源水	イル・ド・フランス	ネスレ
サン・レジエ	水源水	ノール	ネプチューン (カステルグループ)
トノン	ミネラルウォーター	オー・サヴォワ	ネプチューン (カステルグループ)
ヴァロン	山の水源水	アルザス	ネプチューン (カステルグループ)
ヴォーバン	ミネラルウォーター	ノール	コンティネット (流通) の取扱商品
ヴィッテル	ミネラルウォーター	ヴォージュ	ネスレ
ボルカニア	山の水源水	オーヴェルニュ	ダノン
ボルビック	ミネラルウォーター	オーヴェルニュ	ダノン
ヴァットヴィーレル	ミネラルウォーター	ヴォージュ	ヴァットヴィーレル
ヅィリア	水源水	コルシカ	ヅィリアの水関連会社

(出所：www.sooaf.com)

(炭酸入り)

ブランド名	種別	地域	製造業者
アメリ・ラ・レーヌ	ミネラルウォーター	アルプ	パログループ
アルサンス	ミネラルウォーター	アルデシュ	アルサンス水源
アルヴィ	ミネラルウォーター	ピュイ・ド・ドーム	ボルビック (ダノン)
バドア	ミネラルウォーター	ロワール	ダノン
カロラ	水源水	アルザス	ネスレ
セザール	ミネラルウォーター	ロワール	アルバン・デゾー
シャトネーフ	ミネラルウォーター	オーヴェルニュ	サンティオール・グループ (ネプチューン)
シャテルドン	ミネラルウォーター	オーヴェルニュ	ネプチューン (カステルグループ)
ラ・フランセーズ	ミネラルウォーター	プロヴァンス	プロプリアック
リズベット	ミネラルウォーター	アルザス	スルズマット水源
マノン	ミネラルウォーター	アルデシュ	ヴァルス
オジュ	ミネラルウォーター	ピレネー	オジュ
オレッザ	ミネラルウォーター	コルシカ	オレッザ
パロ	ミネラルウォーター	アルプ	パログループ
ペリエ	ミネラルウォーター	ガール	ネスレ
プイ・サン・ジョルジュ	ミネラルウォーター	オーヴェルニュ	パログループ
ケザック	ミネラルウォーター	ローゼール	ネスレ
レイヌ・デ・バザルト	ミネラルウォーター	アルデシュ	ヴェーレンク
ロザナ	ミネラルウォーター	マシフ・サントラル	ネプチューン (カステルグループ)
サルヴェタ	ミネラルウォーター	ラングドック	ダノン
サン・ディエリ	ミネラルウォーター	オーヴェルニュ	レヌレーグ (オーシャン (流通) の取扱商品)
サン・ジャン	ミネラルウォーター	アルデシュ	ヴァルス (カルフル (流通) の取扱商品)
サント・マルグリット	ミネラルウォーター	オーヴェルニュ	インターマルシェグループ
サン・ピエール	ミネラルウォーター	アルデシュ	ヴァルス (コラ (流通) の取扱商品)
サンティオール	ミネラルウォーター	ヴィシー	ネプチューン (カステルグループ)
ヴァルス	ミネラルウォーター	アルデシュ	ネプチューン (カステルグループ)
ヴァンタドゥル	ミネラルウォーター	アルデシュ	リカール
ヴェールネ	ミネラルウォーター	アルデシュ	インターマルシェグループ
ヴェルニエーレ	ミネラルウォーター	エロー	ネプチューン (カステルグループ)
ヴィシーセレスタン	ミネラルウォーター	ヴィシー	ネプチューン (カステルグループ)
ヴィッテルアーズ	水源水	ヴォージュ	ネスレ
ヴォルカン	ミネラルウォーター	アルデシュ	エザック

(出所：www.sooaf.com)

○水源地域

(北部地方及びイル・ド・フランス)

サンタマン、ヴォーバン、シャントレーヌ、サン・レジェ、サン・ランベール、グラ
ンド・ボア、ルイズ、モンカーム、ロミ

(アルザス及びヴォージュ)

カロラ、セルティック、バットヴィーレル、リズベット、ネッセル、ヴィッテル、コ
ントレックス、エパール、ヴィッテルアーズ、ヴァロン

(中部地方)

ロクサン、セザール、テール・ド・フラン、シャンボン、オンディーン、レ・シエス
ノー、ロザンナ

(西部地方)

フォンテーヌ・ジョリヴァール、フィエ・デ・ロア、フォンテル、ブランコエ、ピア
ヴァル、サイ・レ・バン

(南仏地方及びコルシカ)

ペリエ、ラ・サルヴェタ、モンルク、ロゼ・ラ・レーヌ、ヴェルニエール、ケザック、
ソース・デ・ゾリヴィエ、ラ・プロヴァンサール、サン・ジョルジュ、ジイリア、サ
ン・アントナン、ソフィ、オレッザ、ボープレ、フロラリ、フォンテーヌ・ド・ラ・
レーヌ、ミエール・アルヴィニャック

(オーヴェルニュ)

ボルビック、アルヴィ、ボルカニア、バドア、サント・マルグリット、サン・ディエ
リ、パイ・サン・ジョルジュ、シャテルドン、サン・ティオール、ヴィシーセレスタ
ン、シャトネーフ、モンドール

(アルデシュ)

エックス・レ・バン、アルサンス、マノン、モンテリス、レーヌ・ディ・バザルト、
サン・ジャン、サン・ピエール、ヴァルス、ヴェールネ、ヴァンタドウル、ヴォルカ
ン

(アルプス)

モンカラール、アメリ・ラ・レーヌ、エビアン、トノン、ロッシュ・デ・ゼ克蘭、
エックス、ラ・フランセーズ、サイ・レ・バン、パロ、クールマヨール

(ピレネー及び南西部地方)

オジュ、アレット、リュション、ピレネア、アバティーユ、ビオヴィーヴ、キャニオ
ン、パンパラ、ソリア

<参考資料> E U 指令

80/777/EEC	http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31980L0777:EN:HTML
2003/40/EC	http://europa.eu.int/eur-lex/lex/JOhtml.do?uri=OJ:L:2003:126:SOB:EN:HTML

31980L0777

Council Directive 80/777/EEC of 15 July 1980 on the approximation of the laws of the Member States relating to the exploitation and marketing of natural mineral waters

Official Journal L 229 , 30/08/1980 P. 0001 - 0010

Finnish special edition: Chapter 13 Volume 10 P. 0226

Greek special edition: Chapter 13 Volume 9 P. 0132

Swedish special edition: Chapter 13 Volume 10 P. 0226

Spanish special edition: Chapter 13 Volume 11 P. 0047

Portuguese special edition Chapter 13 Volume 11 P. 0047

COUNCIL DIRECTIVE of 15 July 1980 on the approximation of the laws of the Member States relating to the exploitation and marketing of natural mineral waters (80/777/EEC)

THE COUNCIL OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,

Having regard to the Treaty establishing the European Economic Community, and in particular Article 100 thereof,

Having regard to the proposal from the Commission (1),

Having regard to the opinion of the European Parliament (2),

Having regard to the opinion of the Economic and Social Committee (3),

Whereas the laws of the Member States define natural mineral waters ; whereas differing definitions are adopted in this connection within the Community ; whereas these laws lay down the terms on which natural mineral waters are recognized as such and govern the conditions for exploiting the springs ; whereas they furthermore stipulate specific rules for marketing the waters in question;

Whereas the differences between these laws hinder the free movement of the natural mineral waters, creating disparate competitive situations, and consequently directly affect the establishing and functioning of the common market;

Whereas, in this particular case, the elimination of these barriers may be achieved both by an obligation on each Member State to allow the marketing in its territory of the natural mineral waters recognized as such by each of the other member States and by laying down common rules concerning in particular the microbiological requirements to be fulfilled and the conditions in which specific names must be used for certain of the mineral waters;

Whereas, pending the conclusion of agreements on mutual recognition of natural mineral waters between the Community and third countries, the terms should be laid down on which, until implementation of the said agreements, similar products imported from third countries may be allowed to enter the Community as natural mineral waters,

Whereas care should be taken to ensure that natural mineral waters retain at the marketing stage those characteristics which enabled them to be recognized as

such ; whereas, therefore, the containers used for packaging them should have suitable closures;

Whereas, in respect of labelling, natural mineral waters are subject to the general rules laid down by Council Directive 79/112/EEC of 18 December 1978 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of (1)OJ No C 69, 11.6.1970, p. 14. (2)OJ No C 45, 10.5.1971, p. 5. (3)OJ No C 36, 19.4.1971, p. 14. foodstuffs for sale to the ultimate consumer (1) ; whereas, accordingly, this Directive may be limited to laying down the additions and derogations which should be made to those general rules;

Whereas, in order to simplify and speed up the procedure, the Commission should be entrusted with the task of adopting technical implementing measures, and in particular defining the procedure for taking samples and the methods of analysis necessary to check the composition of natural mineral waters;

Whereas, in all cases in which the Council entrusts the Commission with responsibility for implementing rules laid down concerning foodstuffs intended for human consumption, provision should be made for a procedure establishing close cooperation between the Member States and the Commission within the Standing Committee for Foodstuffs, set up by Decision 69/414/EEC (2),

HAS ADOPTED THIS DIRECTIVE:

Article 1

1. This Directive concerns waters extracted from the ground of a Member State and recognized by the responsible authority of that Member State as natural

mineral waters satisfying the provisions of Annex I, Section I.

2. This Directive also concerns waters extracted from the ground of a third country, imported into the Community and recognized as natural mineral waters by the responsible authority of a Member State.

The waters referred to in the first subparagraph may be so recognized only if the responsible authority in the country of extraction has certified that they satisfy Annex I, Section I, and that regular checks are made on the application of the provisions of Annex II, paragraph 2.

The validity of the certification referred to in the second subparagraph may not exceed a period of two years. It shall not be necessary to repeat the recognition procedure referred to in the first subparagraph if the certification is renewed before the end of the said period.

3. This Directive shall not apply: - to waters which are medicinal products within the meaning of Directive 65/65/EEC (3),

- to natural mineral waters used at source for curative purposes in thermal or hydromineral establishments.

4. The grounds for granting the recognition referred to in paragraphs 1 and 2, shall be stated in due form by the responsible authority of the Member State and shall be officially published.

5. Each Member State shall inform the Commission of the cases where the recognition referred to in paragraphs 1 and 2 has been granted or withdrawn.

The list of natural mineral waters so recognized shall be published in the Official Journal of the European Communities.

Article 2

Member States shall take the measures necessary to ensure that only the waters referred to in Article 1 which comply with the provisions of this Directive may be marketed as natural mineral waters.

Article 3

Natural mineral water springs may be exploited and their waters bottled only in accordance with Annex II.

Article 4

1. Natural mineral water, in its state at source, may not be the subject of any treatment or addition other than: (a) the separation of its unstable elements, such as iron and sulphur compounds, by filtration or decanting, possibly preceded by oxygenation, in so far as this treatment does not alter the composition of the water as regards the essential constituents which give it its properties;

(b) the total or partial elimination of free carbon dioxide by exclusively physical methods;

(c) the introduction or the reintroduction of carbon dioxide under the conditions laid down in Annex I, Section III;

2. In particular any disinfection treatment by whatever means and, subject to paragraph 1 (c), the addition of bacteriostatic elements or any other treatment likely to change the viable colony count of the natural mineral water shall be prohibited.

3. Paragraph 1 shall not constitute a bar to the utilization of natural mineral water in the manufacture of soft drinks. (1)OJ No L 33, 8.2.1979, p. 1. (2)OJ No L 291, 19.11.1969, p. 9. (3)OJ No 22, 9.2.1965, p. 369/65.

Article 5

1. The revivable total colony count of a natural mineral water at source shall conform to its normal viable colony count and give satisfactory evidence of the protection of the source against all contamination. This total colony count shall be determined under the conditions laid down in Annex I, Section II, point 1.3.3. After bottling, the total colony count at source may not exceed 100 per millilitre at 20 to 22 °C in 72 hours on agar-agar or an agar-gelatine mixture and 20 per millilitre at 37 °C in 24 hours on agar-agar. The total colony count shall be measured within the 12 hours following bottling, the water being maintained at 4 °C ± 1 °C during this 12-hour period.

At source, these values should not normally exceed 20 per millilitre at 20 to 22 °C in 72 hours and 5 per millilitre at 37 °C in 24 hours respectively, on the understanding that they are to be considered as guide figures and not as maximum permitted concentrations.

2. At source and during its marketing, a natural mineral water shall be free from:

- (a) parasites and pathogenic micro-organisms;
- (b) *Escherichia coli* and other coliforms and faecal streptococci in any 250 ml sample examined;
- (c) sporulated sulphite-reducing anaerobes in any 50 ml sample examined;
- (d) *Pseudomonas aeruginosa* in any 250 ml sample examined.

3. Without prejudice to paragraphs 1 and 2 and the conditions of exploitation laid down in Annex II, at the marketing stage: - the revivable total colony count of a natural mineral water may only be that resulting from the normal increase in the bacteria content which it had at source,

- the natural mineral water may not contain any organoleptic defects.

Article 6

Any containers used for packaging natural mineral waters shall be fitted with closures designed to avoid any possibility of adulteration or contamination.

Article 7

1. The sales description of natural mineral waters shall be "natural mineral water" or, in the case of an effervescent natural mineral water as defined in Annex I, Section III, as appropriate, "naturally carbonated natural mineral water", "natural mineral water fortified with gas from the spring" or "carbonated natural mineral water".

The sales description of natural mineral waters which have undergone any of the treatments referred to in Article 4 (1) (b) shall have added to it as appropriate the indication "fully de-carbonated" or "partially de-carbonated".

2. Labels on natural mineral waters shall also give the following mandatory information: (a) - either the words : "composition in accordance with the results of the officially recognized analysis of ... (date of analysis)",

- or a statement of the analytical composition giving its characteristic constituents;

(b) the place where the spring is exploited and the name of the spring.

3. Member States may also: (a) retain the provisions which require the country of origin to be indicated, although this information cannot be demanded in the case of natural mineral waters from a spring in the territory of the Community; (b) introduce provisions which require information on any treatments referred to in Article 4 (1) (a).

Article 8

1. The name of a locality, hamlet or place may occur in the wording of a trade description provided that it refers to a natural mineral water the spring of which is exploited at the place indicated by that description and provided that it is not misleading as regards the place of exploitation of the spring.

2. It shall be forbidden to market natural mineral water from one and the same spring under more than one trade description.

3. When the labels or inscriptions on the containers in which the natural mineral waters are offered for sale include a trade description different from the name of the spring or the place of its exploitation, this place or the name of the spring shall be indicated in letters at least one and a half times the height and width of the largest of the letters used for that trade description.

The first subparagraph shall apply, *mutatis mutandis* and with the same intention as regards the importance attributed to the name of the spring or the place of its exploitation, with regard to the trade description used in advertising, in whatsoever form, relating to natural mineral waters.

Article 9

1. It shall be forbidden, both on packaging or labels and in advertising in

whatsoever form, to use designations, proprietary names, trade marks, brand names, illustrations or other signs, whether emblematic or not, which: (a) in the case of a natural mineral water, suggest a characteristic which the water does not possess, in particular as regards its origin, the date of the authorization to exploit it, the results of analyses or any similar references to guarantees of authenticity;

(b) in the of drinking water packaged in containers which does not satisfy the provisions of Annex I, Section I, are liable to cause confusion with a natural mineral water, in particular the description "mineral water".

2. (a) All indications attributing to a natural mineral water properties relating to the prevention, treatment or cure of a human illness shall be prohibited.

(b) However, the indications listed in Annex III to this Directive shall be authorized if they meet the relevant criteria laid down in that Annex or, in the absence thereof, criteria laid down in national provisions and provided that they have been drawn up on the basis of physico-chemical analyses and, where necessary, pharmacological, physiological and clinical examinations carried out according to recognized scientific methods, in accordance with Section I, paragraph 2 of Annex I.

(c) Member States may authorize the indications "stimulates digestion", "may facilitate the hepato-biliary functions" or similar indications. They may also authorize the inclusion of other indications, provided that the latter do not conflict with the principles stated in (a) and are compatible with those stated in (b).

3. Member States may adopt special provisions regarding information - both on packaging or labels and in advertising - concerning the suitability of a natural mineral water for the feeding of infants. Such provisions may also concern the properties of the water which determine the use of the said information.

Member States which intend taking such measures shall inform the other Member States and the Commission of them beforehand.

4. Not later than three years after notification of this Directive, the Commission shall submit to the Council a report and, where appropriate, suitable proposals on the application of the provisions referred to in 1.2.12 of Annex I, Section II.

Article 10

1. Member States shall adopt the measures necessary to ensure that trade in natural mineral waters which comply with the definitions and rules laid down in this Directive cannot be impeded by the application of non-harmonized national provisions governing the properties, composition, conditions of exploitation, packaging or labelling of natural mineral waters or foodstuffs in general.

2. Paragraph 1 shall not be applicable to non-harmonized national provisions justified on grounds of: - protection of public health,
- prevention of fraud, unless such provisions are likely to impede the application of the definitions and rules laid down by this Directive,
- protection of industrial and commercial property, indications of source, designations of origin and the prevention of unfair competition.

Article 11

The sampling procedures and the methods of analysis necessary for checking

the microbiological characteristics referred to in Article 5 and the compositional characteristics referred to in 1.2 of Annex I, Section II, shall be determined in accordance with the procedure laid down in Article 12.

Article 12

1. Where the procedure laid down in this Article is to be followed, the matter shall be referred to the Standing Committee on Foodstuffs, hereinafter called "the Committee", by its Chairman, either on his own initiative or at the request of the representative of a Member State.

2. The Commission representative shall submit a draft of the measures to be taken to the Committee. The Committee shall deliver its opinion on that draft within a time limit set by the chairman having regard to the urgency of the matter. Opinions shall be arrived at by a majority of 41 votes, the votes of the Member States being weighted in accordance with Article 148 (2) of the Treaty. The chairman shall not vote.

3. (a) Where the measures envisaged are in accordance with the opinion of the Committee the Commission shall adopt them;

(b) where the measures envisaged are not in accordance with the opinion of the Committee, or if no opinion is delivered, the Commission shall forthwith submit to the Council a proposal on the measures to be taken. The Council shall act by a qualified majority;

(c) if within three months of the matter being brought before it the Council has not acted, the measures proposed shall be adopted by the Commission.

Article 13

Article 12 shall apply for a period of 18 months from the date on which the matter was first referred to the Committee under Article 12 (1).

Article 14

This Directive shall not apply to natural mineral waters intended for export to third countries.

Article 15

Member States shall make such amendments to their laws as may be necessary to comply with this Directive and shall forthwith inform the Commission thereof ; the laws thus amended shall be applied in such a way as to: - permit trade in products complying with this Directive not later than two years after its notification,

- prohibit trade in products not complying with this Directive four years after its notification.

Article 16

This Directive shall also apply to the overseas departments of the French Republic.

Article 17

This Directive is addressed to the Member States.

Done at Brussels, 15 July 1980.

For the Council

The President

J. SANTER

ANNEX I

I. DEFINITION

1. "Natural mineral water" means microbiologically wholesome water, within the meaning of Article 5, originating in an underground water table or deposit and emerging from a spring tapped at one or more natural or bore exits.

Natural mineral water can be clearly distinguished from ordinary drinking water:

(a) by its nature, which is characterized by its mineral content, trace elements or other constituents and, where appropriate, by certain effects;

(b) by its original state,

both characteristics having been preserved intact because of the underground origin of such water, which has been protected from all risk of pollution.

2. These characteristics, which may give natural mineral water properties favourable to health, must have been assessed:

(a) from the following points of view: 1. geological and hydrological,

2. physical, chemical and physico-chemical,

3. microbiological,

4. if necessary, pharmacological, physiological and clinical;

(b) according to the criteria listed in Section II;

(c) according to scientific methods approved by the responsible authority.

The analyses referred to in (a) (4) may be optional where the water presents the compositional characteristics on the strength of which it was considered a natural mineral water in the Member State of origin prior to the entry into force of this Directive. This is the case in particular when the water in question contains,

per kg, both at source and after bottling, a minimum of 1 000 mg of total solids in solution or a minimum of 250 mg of free carbon dioxide.

3. The composition, temperature and other essential characteristics of natural mineral water must remain stable within the limits of natural fluctuation ; in particular, they must not be affected by possible variations in the rate of flow.

Within the meaning of Article 5 (1), the normal viable colony count of natural mineral water means the reasonably constant total colony count at source before any treatment, whose qualitative and quantitative composition taken into account in the recognition of that water is checked by periodic analysis.

II. REQUIREMENTS AND CRITERIA FOR APPLYING THE DEFINITION

1.1. Requirements for geological and hydrological surveys

There must be a requirement to supply the following particulars: 1.1.1. the exact site of the catchment with indication of its altitude, on a map with a scale of not more than 1 : 1 000;

1.1.2. a detailed geological report on the origin and nature of the terrain;

1.1.3. the stratigraphy of the hydrogeological layer;

1.1.4. a description of the catchment operations;

1.1.5. the demarcation of the area or details of other measures protecting the spring against pollution.

1.2. Requirements for physical, chemical and physico-chemical surveys

These surveys shall establish: 1.2.1. the rate of flow of the spring;

1.2.2. the temperature of the water at source and the ambient temperature;

1.2.3. the relationship between the nature of the terrain and the nature and type of minerals in the water;

1.2.4. the dry residues at 180 °C and 260 °C;

1.2.5. the electrical conductivity or resistivity, with the measurement temperature having to be specified;

1.2.6. the hydrogen ion concentration (pH);

1.2.7. the anions and cations;

1.2.8. the non-ionized elements;

1.2.9. the trace elements;

1.2.10. the radio-actinological properties at source;

>PIC FILE= "T0013777"> 1.2.12. the toxicity of certain constituent elements of the water, taking account of the limits laid down for each of them.

1.3. Criteria for microbiological analyses at source

These analyses must include: 1.3.1. demonstration of the absence of parasites and pathogenic micro-organisms;

1.3.2. quantitative determination of the revivable colony count indicative of faecal contamination: (a) absence of *Escherichia coli* and other coliforms in 250 ml at 37 °C and 44 75 °C;

(b) absence of faecal streptococci in 250 ml;

(c) absence of sporulated sulphite-reducing anaerobes in 50 ml;

(d) absence of *Pseudomonas aeruginosa* in 250 ml.

1.3.3. determination of the revivable total colony count per ml of water: (i) at 20 to 22 °C in 72 hours on agar-agar or an agar-gelatine mixture,

(ii) at 37 °C in 24 hours on agar-agar.

1.4. Requirements for clinical and pharmacological analyses 1.4.1. The analyses, which must be carried out in accordance with scientifically recognized methods, should be suited to the particular characteristics of the natural mineral water and its effects on the human organism, such as diuresis, gastric and intestinal functions, compensation for mineral deficiencies.

1.4.2. The establishment of the consistency and concordance of a substantial number of clinical observations may, if appropriate, take the place of the analyses referred to in 1.4.1. Clinical analyses may, in appropriate cases, take the place of the analyses referred to in 1.4.1 provided that the consistency and concordance of a substantial number of observations enable the same results to be obtained.

III. SUPPLEMENTARY QUALIFICATIONS RELATING TO EFFERVESCENT NATURAL MINERAL WATERS

At source or after bottling, effervescent natural mineral waters give off carbon dioxide spontaneously and in a clearly visible manner under normal conditions of temperature and pressure. They fall into three categories to which the following descriptions respectively shall apply: (a) "naturally carbonated natural mineral water" means water whose content of carbon dioxide from the spring after decanting, if any, and bottling is the same as at source, taking into account where appropriate the reintroduction of a quantity of carbon dioxide from the same water table or deposit equivalent to that released in the course of those operations and subject to the usual technical tolerances;

(b) "natural mineral water fortified with gas from the spring" means water whose content of carbon dioxide from the water table or deposit after decanting, if any, and bottling is greater than that established at source;

(c) "carbonated natural mineral water" means water to which has been added carbon dioxide of an origin other than the water table or deposit from which the water comes.

ANNEX II CONDITIONS FOR THE EXPLOITATION AND MARKETING OF NATURAL MINERAL WATER

1. Exploitation of a natural mineral water spring shall be subject to permission from the responsible authority of the country where the water has been extracted, after it has been established that the water in question complies with the provisions laid down in point 1 of Annex I.

2. Equipment for exploiting the water must be so installed as to avoid any possibility of contamination and to preserve the properties, corresponding to those ascribed to it, which the water possesses at source.

To this end, in particular: (a) the spring or outlet must be protected against the risks of pollution;

(b) the catchment, pipes and reservoirs must be of materials suitable for water and so built as to prevent any chemical, physico-chemical or microbiological alteration of the water;

(c) the conditions of exploitation, particularly the washing and bottling plant, must meet hygiene requirements. In particular, the containers must be so treated or

manufactured as to avoid adverse effects on the microbiological and chemical characteristics of the natural mineral water;

(d) the transport of natural mineral water in containers other than those authorized for distribution to the ultimate consumer is prohibited.

However, point (d) need not be applied to mineral waters exploited and marketed in the territory of a Member State if, in that Member State at the time of notification of this Directive, transport of the natural mineral water in tanks from the spring to the bottling plant was authorized.

3. Where it is found during exploitation that the natural mineral water is polluted and no longer presents the microbiological characteristics laid down in Article 5, the person exploiting the spring must forthwith suspend all operations, particularly the bottling process, until the cause of pollution is eradicated and the water complies with the provisions of Article 5.

4. The responsible authority in the country of origin shall carry out periodic checks to see whether: (a) the natural mineral water in respect of which exploitation of the spring has been authorized complies with Section I of Annex I; (b) the provisions of paragraphs 2 and 3 are being applied by the person exploiting the spring.

ANNEX III INDICATIONS AND CRITERIA LAID DOWN IN ARTICLE 9 (2)

>PIC FILE= "T0013592">

COMMISSION DIRECTIVE 2003/40/EC
of 16 May 2003

establishing the list, concentration limits and labelling requirements for the constituents of natural mineral waters and the conditions for using ozone-enriched air for the treatment of natural mineral waters and spring waters

THE COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,

Having regard to the Treaty establishing the European Community,

Having regard to Council Directive 80/777/EEC ⁽¹⁾, of 15 July 1980 on the approximation of the laws of the Member States relating to the exploitation and marketing of natural mineral waters, as last amended by Directive 96/70/EC of the European Parliament and of the Council ⁽²⁾, and in particular Article 11(1) thereof,

Whereas:

- (1) Constituents may be present in the natural state in certain natural mineral waters because of their hydrogeological origin and may present a risk to public health above a certain concentration. It is therefore deemed necessary to establish concentration limits for these constituents in natural mineral waters.
- (2) Article 11 of Directive 80/777/EEC makes provision for adopting harmonised concentration limits for the constituents of natural mineral waters after consulting the Scientific Committee for Food, and for labelling requirements to indicate, where applicable, the presence of certain constituents at high concentrations.
- (3) The Scientific Committee for Food issued an opinion ⁽³⁾, on arsenic, barium, fluoride, boron and manganese and, for other constituents of natural mineral waters, validated the limits recommended by the WHO for drinking water.
- (4) The revised Codex standard for 'natural mineral waters' ⁽⁴⁾, gives, for health purposes, a list of constituents and maximum limits for these constituents. It was adopted on the basis of the most recent international scientific data and affords sufficient public health protection.
- (5) It is generally acknowledged that a low-level fluoride intake can have a beneficial effect on teeth. By contrast, excessive fluoride intake across the board can have harmful effects on public health. Thus, it is necessary to lay down a harmonised maximum limit for fluoride in natural mineral waters affording sufficient protection for the population as a whole.
- (6) The World Health Organisation recommended a guide value of 1,5 mg/l for fluoride for drinking water, which was validated for natural mineral waters by the Scientific Committee for Food in the abovementioned opinion. In order to protect infants and young children, who are the

most sensitive to the risk of fluorosis, where the fluoride content of a natural mineral water exceeds this guide value, a reference to this fact, which can be seen easily by the consumer, also needs to be made on the label.

- (7) The Scientific Committee for Food indicated a guide value for boron in natural mineral waters based on the WHO ⁽⁵⁾, recommendations of 1996. However, the WHO and other internationally recognised scientific organisations have since then made new appraisals of boron's effect on public health and have recommended higher values. The European Food Safety Authority should therefore be consulted about boron in natural mineral waters so that the new scientific appraisals available can be taken into account and a maximum limit for boron should not be set at this stage.
- (8) The Scientific Committee for Food also indicated in the above opinion the acceptable level for barium, manganese and arsenic in natural mineral waters. For the other undesirable constituents of natural mineral waters which may have a harmful effect on public health, the revised Codex standard lays down maximum limits that afford sufficient protection for public health. However, the limit for nitrates is deemed to be too low in the light of the available data and should be brought into line with that for drinking water ⁽⁶⁾.
- (9) The maximum limit for nitrates laid down in the Codex standard affords sufficient protection for public health and should serve as a reference for Community and international trade in natural mineral waters. However, during the procedure for official recognition of natural mineral water sources referred to in Article 1 of the aforementioned Directive, the Member States' competent authorities must be able to take a lower guide value for nitrates in natural mineral waters collected within their territory.
- (10) Natural mineral waters whose content in certain constituents exceeds the maximum limits for these constituents shall, for public health purposes, be subjected to the separation treatments for these constituents. In order to enable the operators concerned to make the necessary investment to comply with these new standards, sufficient periods should be allowed before the maximum concentration limits for such constituents come into force, in particular with regard to fluoride and nickel for which no separation treatment has yet been assessed or authorised at Community level.

⁽¹⁾ OJ L 229, 30.8.1980, p. 1.

⁽²⁾ OJ L 299, 23.11.1996, p. 26.

⁽³⁾ Opinion of 13 December 1996 on arsenic, barium, fluoride, boron and manganese in natural mineral waters.

⁽⁴⁾ Codex standard 108-1981, Rev 1-1997, revised during the 7th session of the CCNMW (October 2000).

⁽⁵⁾ WHO (1996): guidelines on the quality of drinking water, second edition, volume 2.

⁽⁶⁾ Council Directive 98/83/EC (OJ L 330 of 5.12.1998, p. 32).

- (11) For the purposes of official checks on these constituents, a fluctuation margin around the maximum concentration limits is required corresponding to measurement uncertainties.
- (12) Article 4(1)(b) of Directive 80/777/EEC (as amended) provides for the separation of iron, manganese, sulphur and arsenic from certain natural mineral waters, using ozone-enriched air treatment, subject to an assessment of this treatment by the Scientific Committee for Food and adoption of the conditions for use of this treatment by the Standing Committee on the Food Chain and Animal Health.
- (13) The Scientific Committee for Food issued an opinion⁽¹⁾, on this treatment which provides for both given methods and results. However, it is deemed appropriate to stipulate only given results, in order to take account of developments in ozone-enriched air treatment techniques and treatment variability depending on the physico-chemical composition of the water to be treated.
- (14) Moreover, treatment with ozone-enriched air should not modify the composition in terms of characteristic constituents within the meaning of Article 7(2)(a) of Directive 80/777/EEC, or have a disinfectant action within the meaning of Article 4(3) or generate the formation of treatment residues which may have a harmful effect on public health.
- (15) Pursuant to Article 7(2)(c) of the above Directive, natural mineral waters treated with ozone-enriched air must bear a reference on the label giving customers sufficient information about the treatment carried out.
- (16) In accordance with the provisions of Article 9(4)(a) fourth indent of Directive 80/777/EEC, the provisions concerning the treatments provided for in Article 4 of the Directive, and in particular treatment with ozone-enriched air, are applicable to spring waters.
- (17) The measures laid down in this Directive are in accordance with the opinion of the Scientific Committee on the Food Chain and Animal Health,

HAS ADOPTED THIS DIRECTIVE:

Article 1

This Directive establishes the list of constituents of natural mineral waters which may present a risk to public health, the limits for admissible levels of these constituents, the deadlines for application of these limits and the labelling requirements for certain constituents. These constituents must be present in the water naturally and may not result from contamination at source.

⁽¹⁾ Opinion of the Scientific Committee for Food of 7 June 1996 on the use of ozone for separating unstable elements such as iron, manganese and arsenic from natural mineral waters.

It also defines the conditions for using ozone-enriched air for separating compounds of iron, manganese, sulphur and arsenic from natural mineral waters or spring waters, and the labelling requirements for waters which have undergone such treatment.

Article 2

1. By 1 January 2006 at the latest, natural mineral waters shall, at the time of packaging, comply with the maximum concentration limits set out in Annex I for the constituents listed in that Annex.

2. However, in the case of fluorides and nickel, the deadline referred to above is extended until 1 January 2008.

3. By way of derogation from paragraph 1, during the procedure for official recognition of natural mineral waters collected within their territory, the competent authorities of the Member States may take a lower reference value for nitrates and nitrites, provided that the same reference value is applied to all applications made to them.

Article 3

For the purposes of official controls, the Member States shall comply with the specifications listed in Annex II for analysing the constituents listed in Annex I.

Article 4

1. Natural mineral waters with a fluoride concentration exceeding 1,5 mg/l shall bear on the label the words 'contains more than 1,5 mg/l of fluoride: not suitable for regular consumption by infants and children under 7 years of age'.

2. The label information laid down in paragraph 1 of this Article shall be placed in immediate proximity to the trade name and in clearly visible characters.

3. Natural mineral waters which, under the terms of paragraph 1 of this Article, bear label information, shall indicate the actual fluoride content in relation to the physico-chemical composition in terms of essential constituents, as laid down in Article 7(2)(a) of Directive 80/777/EEC.

Article 5

1. Without prejudice to the provisions of Article 4(1)(b) of Directive 80/777/EEC, application of the treatment of natural mineral waters with ozone-enriched air must be notified in advance to the competent authorities, who shall ensure that:

- (a) use of such treatment is justified by the composition of the water in terms of compounds of iron, manganese, sulphur and arsenic;

(b) the operator takes all measures necessary to guarantee that the treatment is effective and safe and to allow it to be checked by the competent authorities.

2. Ozone-enriched air treatment of natural mineral waters must comply with all the following conditions:

- (a) the physico-chemical composition of the natural mineral waters in terms of essential constituents shall not be modified by the treatment;
- (b) the natural mineral water before treatment must comply with the microbiological criteria laid down in Article 5(1) and (2) of Directive 80/777/EEC;
- (c) the treatment shall not lead to the formation of residues with a concentration exceeding the maximum limits laid down in Annex III or residues which could pose a risk to public health.

Article 6

Pursuant to Article 7(2)(c) of Directive 80/777/EEC, the labelling of natural mineral waters which have been treated with ozone-enriched air shall bear, in proximity to the analytical composition of characteristic constituents, the words 'water subjected to an authorised ozone-enriched air oxidation technique'.

Article 7

Without prejudice to the provisions of Article 9(4)(b) of Directive 80/777/EEC, the provisions of Articles 5 and 6 of this Directive shall apply to spring waters.

Article 8

1. The Member States shall take the necessary measures to permit the marketing of products complying with the present Directive by 1 January 2004 at the latest.

2. Without prejudice to the deadlines set out in Article 2(1) and (2), the Member States shall prohibit the marketing of products not complying with the present Directive from 1 July 2004. However, products packaged and labelled prior to 1 July 2004 may be sold until stocks are exhausted.

Article 9

The Member States shall bring into force the laws, regulations and administrative provisions necessary to comply with this Directive by 31 December 2003 at the latest. They shall forthwith inform the Commission thereof.

The provisions adopted pursuant to this paragraph shall contain a reference to this Directive or shall be accompanied by such reference at the time of their official publication. Member States shall determine how such reference is to be made.

Article 10

This Directive shall enter into force on the 20th day following that of its publication in the *Official Journal of the European Union*.

Article 11

This Directive is addressed to the Member States.

Done at Brussels, 16 May 2003.

For the Commission

David BYRNE

Member of the Commission

ANNEX I

Constituents naturally present in natural mineral waters and maximum limits which, if exceeded, may pose a risk to public health

Constituents	Maximum limits (mg/l)
Antimony	0,0050
Arsenic	0,010 (as total)
Barium	1,0
Boron	For the record (*)
Cadmium	0,003
Chromium	0,050
Copper	1,0
Cyanide	0,070
Fluorides	5,0
Lead	0,010
Manganese	0,50
Mercury	0,0010
Nickel	0,020
Nitrates	50
Nitrites	0,1
Selenium	0,010

(*) The maximum limit for boron will be fixed, where necessary, following an opinion of the European Food Safety Authority and on a proposal from the Commission by 1 January 2006.

ANNEX II

Performance characteristics (*) for analysing the constituents in Annex I

Constituents	Accuracy of parametric value in % (Note 1)	Precision of parametric value (Note 2)	Detection limit in % of parametric value (Note 3)	Notes
Antimony	25	25	25	
Arsenic	10	10	10	
Barium	25	25	25	
Boron				See Annex I
Cadmium	10	10	10	
Chromium	10	10	10	
Copper	10	10	10	
Cyanides	10	10	10	Note 4
Fluorides	10	10	10	
Lead	10	10	10	
Manganese	10	10	10	
Mercury	20	10	20	
Nickel	10	10	10	
Nitrates	10	10	10	
Nitrites	10	10	10	
Selenium	10	10	10	

(*) Analytical methods for measuring concentrations of the constituents listed in Annex I must be able to measure, as a minimum, concentrations equal to the parametric value with a specified accuracy, precision and detection limit. Whatever the sensitivity of the method of analysis used, the result will be expressed using at least the same number of decimal places as for the maximum limit laid down in Annex I.

Note 1: accuracy is the systematic error and is the difference between the average value of a large number of repeated measurements and the exact value.

Note 2: precision is the random error and is expressed in general as the standard deviation (within a batch and between batches) of a sample of results from the average. Acceptable precision is equal to twice the relative standard deviation.

Note 3: the detection limit is:

- either three times the relative standard deviation within a batch of a natural sample containing a low concentration of the parameter,
- or five times the relative standard deviation within a batch of a virgin sample.

Note 4: the method should make it possible to determine total cyanide in all its forms.

ANNEX III

Maximum limits for residues from treatment of natural mineral waters and spring waters by ozone-enriched air

Treatment residue	Maximum limit (*) (µg/l)
Dissolved ozone	50
Bromates	3
Bromoforms	1

(*) Compliance with the maximum limits is monitored by the competent authorities in the Member States at the time of bottling or other form of packaging intended for the final consumer.

平成 16 年度 対日供給可能性調査

フランスのミネラルウォーター

発行 2005 年 3 月

発行所 日本貿易振興機構（ジェトロ）産業技術・農水産部
東京都港区赤坂 1-12-32

電話 03（3582）5186

©JETRO 2005（無断転載を禁じます）